

大蔵委員会議録 第七号

昭和二十六年十月三十日（火曜日）
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君
淺香 忠雄君 有田 二郎君
川野 芳滿君 佐久間 徹君
島村 一郎君 清水 逸平君
高岡 松吉君 若米地英俊君
三宅 則義君 宮崎 靖君
宮腰 喜助君 上林與市郎君
松尾トシ子君 深澤 義守君
中野 四郎君
出席國務大臣
大蔵大臣 池田 勇人君
出席政府委員
大蔵事務官（主税局長） 平田敬一郎君
大蔵事務官（管財局長） 内田 常雄君
（管財局長） 高橋 衛君
国税庁長官 高橋 衛君
委員外の出席者
大蔵事務官（管財） 佐々木庸一君
局外関係課長 佐々木庸一君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒木 久太君

十月二十九日
委員田中織之進君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十九日

未復員給与法の適用患者に対する療養期間延長に関する陳情書外三件（柏崎市国立新湯療養所患者自治体

新療養会長半間傳次外二十八名（第三七七号）
林業税制改革に関する陳情書（金沢市石川県造林振興協力会長大森玉木外一名）（第三七八号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
参考人招致に関する件
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三三号）
連合国財産補償法案（内閣提出第五号）
所得税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一〇号）
財産税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）
法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）
○西村（直）委員長代理 これより会議を開きます。

その前にちよつと御報告いたしておきますが、大蔵大臣は十一時過ぎにこちらへ参りますから……
議案の審査に入ります前に御報告申し上げておきます。去る二十七日の委員会におきまして、在外公館等借入金金の返済の奨励に関する法律案についての参考人の選定等につきまして、委員長に御一任願つておきましたわけでございまして、その決定を見ましたので、その氏名等をここに御報告申し上げます。東京大連会会長山田浩通君、元満鉄副總裁、元全滿居留民会会長平島敏夫君、元北京總領事華山親義君、元上海

居留民団民會議員宮沢綱三君、元京城電氣株式會社社長、元京城日本人世話會長種積六郎君、在外公館貸付会返還促進連合會委員長中村猪之助君、在外公館等借入金金貸付會委員長岡崎嘉平太君、以上であります。

次に右参考人につきましては、来る十一月一日開會の大蔵委員會、海外同胞引揚に関する特別委員會連合審査会におきまして、その意見を聴取いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○西村（直）委員長代理 御異議なしと認めまして、さよう決定いたしました。

○西村（直）委員長代理 次に連合国財産補償法案、所得税法の臨時特例に関する法律案、財産税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といたしました。三宅委員。

○三宅（則）委員 私はただいま大蔵大臣御出席でありましたが、予算委員會に出席された関係上、平田主税局長並びに高橋国税庁長官にお伺いいたしたいと思ひます。昨日も高橋局長が来られたわけでありましたが、局長會議があるというわけで、本日に延びたわけでありましたが、御出席でありましたでしょうか。——それは事務局からさつそく催促していただきた。

大臣から何うのが正当であらうと思ひますが、局長も来ておられますか

ら一応お伺いをいたします。この二十年度租税収入を見ますと、もちろんインフレの増進その他特需景氣等もありました関係でありましたが、源泉徴収におきまして非常にふえているわけでありまして、これは毎年源泉はふえるというのを言つておられたのであります。六、七億も増徴になつておるよう考へておるのであります。それはやはり給料が上つたという意味合いでありましたでしょうか。景氣がよくつたという意味合いでありましたでしょうか。どういふふうな局長はお考へになつておるのでありましたでしょうか。この際御答弁をいただきます。

○平田政府委員 三宅さんは増徴とおつしやつたのでありますが、実は増収ということだと思ひます。お話の通り昨年の予算を見積りしました当時から比べまして、給与の水準が少し上つて参りましたので、その結果増収になつておる次第でございます。ちよつとその数字を若干御説明申し上げますが、本年の当初予算を作成いたしました当時、昨年の十月ごろの水準を大体もとにいたしました。それに若干の予測を立てて計算をいたしましたのであります。その当時は昭和二十五年に比べて、二十六年度つまり本年度は給与の水準が五・五％上るといふふうに予想いたしましたのでございますが、最近の実績からいまして、それが一九・九％上つておる。約二割ほど上つておる。それから例の雇用でござい

ますが、雇用も前回は二・五％程度ふえるのを見ておりましたが、その後の経済の活況で五・七％上つた。合せまして給与所得が最初八・二％の増を見込んでいたのにすぎなかつたのであります。ところが、今度は二六・七％の増を見込むことができた。それによりまして、御承知の通り源泉課税でございますので、ただちに増収になつて実は現われて来た次第でございます。今回の増収は主としてそれでございます。もう一つは、官公吏につきまして給与ベースの改訂がございまして、千五百円ほどの増額を行つたことになりましたので、それによる増収ももちろん見込んでおる次第であります。

○西村（直）委員長代理 退席、委員長着席

○三宅（則）委員 ただいまの御説明によりまして、給与ベースの改訂、あるいは雇用のふえたということによりましての増収は認めますが、申告納税の方におきまして制約に減収になつております。これは景氣が悪いという意味合いでございましょう。それとも納税者の方で幾らか遠慮して出さぬというわけでしょうか。この辺の見通しにつきましては、局長から露骨にお話したいと思ひます。

○平田政府委員 申告所得税の納税者につきましても、その所得は、最初私どもが当初予算を見積りました当時よりも、今回は上つておると見ております。と申しますのは、生産もふえておりますし、物価も同時に比べますと高

まが、雇用も前回は二・五％程度ふえるのを見ておりましたが、その後の経済の活況で五・七％上つた。合せまして給与所得が最初八・二％の増を見込んでいたのにすぎなかつたのであります。ところが、今度は二六・七％の増を見込むことができた。それによりまして、御承知の通り源泉課税でございますので、ただちに増収になつて実は現われて来た次第でございます。今回の増収は主としてそれでございます。もう一つは、官公吏につきまして給与ベースの改訂がございまして、千五百円ほどの増額を行つたことになりましたので、それによる増収ももちろん見込んでおる次第であります。

○西村（直）委員長代理 退席、委員長着席

○三宅（則）委員 ただいまの御説明によりまして、給与ベースの改訂、あるいは雇用のふえたということによりましての増収は認めますが、申告納税の方におきまして制約に減収になつております。これは景氣が悪いという意味合いでございましょう。それとも納税者の方で幾らか遠慮して出さぬというわけでしょうか。この辺の見通しにつきましては、局長から露骨にお話したいと思ひます。

○平田政府委員 申告所得税の納税者につきましても、その所得は、最初私どもが当初予算を見積りました当時よりも、今回は上つておると見ております。と申しますのは、生産もふえておりますし、物価も同時に比べますと高

まが、雇用も前回は二・五％程度ふえるのを見ておりましたが、その後の経済の活況で五・七％上つた。合せまして給与所得が最初八・二％の増を見込んでいたのにすぎなかつたのであります。ところが、今度は二六・七％の増を見込むことができた。それによりまして、御承知の通り源泉課税でございますので、ただちに増収になつて実は現われて来た次第でございます。今回の増収は主としてそれでございます。もう一つは、官公吏につきまして給与ベースの改訂がございまして、千五百円ほどの増額を行つたことになりましたので、それによる増収ももちろん見込んでおる次第であります。

○西村（直）委員長代理 退席、委員長着席

くなつておりますので、所得は最初一割二分一厘の増を見ていたのであります。が、今回は三割八分五厘の増加を前年に比べて見ることができるといふこととでございます。ただ減収を生じました大きな理由は、実は前回は二十四年度の決定実績が明らかでございまして、二十五年度の決定実績をもとにいたして二十五年度を見積り、さらにそれをもとにいたして二十五年度を予定いたしましたのであります。ところが今回は二十五年度の課税の実績が明らかになつたのでございまして、その実績が、実は私ども、最初見積りましたのに対して、大分開きが出て来た。当初の予算におきましては、二十五年度の決定実績が千九百六十六億程度になるだろうと見ておりましたのが、七百七十七億程度の決定といたふことに相なつたのでございまして、これは御承知の通り、昨年度から特に納税者の申告を尊重して行くというよきな建前を堅持いたしましたのと、一般的に調査等が十分に手がまわらなかつた等の事情もありまして、若干低目な実績になつた。これが今回所得がさうにふえていくにかかわらず、若干の減を見込まざるを得なかつた事情であると考えております。

○三宅(則)委員 今の御説明でありまして、私どもはむしろ申告納税に對しまして、過去におきましてはたびたび更生決定をいたしておりました関係上、申告納税がふえておつたのであります。が、近ごろ更生決定が減じましたから、こういうふうになつたのだと、その辺の実情につきましては、局長はどういうふうな考えておりますか、承りたいと存じます。

○平田政府委員 今申し上げました通りでございます。よく調査をしまして、自信のあるところで更生決定をするという方針で参りまして、昨年度大分一生懸命やつたわけでございまして、なか／＼十分行き届かないところもありまして、若干低くなつておる。それから申告を重んずるといいますか、申告によつてやつて行くという考え方で参つたのでございまして、その結果、課税の充実という点から行きますと、昨年は私率直に申し上げまして若干低目にできておるのではないかと、従いまして本年度といたしましては、最近すでに各納税者の実績調査を徹底させて、実際の所得を的確につかまえるというふうな、目下非常な努力をいたしておる。その辺は相当改善になるものと、期待いたしておる次第でございます。

○三宅(則)委員 しつこいようですが、もう一つ希望がた／＼申し上げます。もし主税局長が御答弁できないという事であれば、国税庁長官から御答弁になつてもけっこうです。

私どもは、納税申告、予定申告につきましては、相當な自覚を持つてやつてゐるわけですが、ところが税務官吏の方に、申告はするけれども、税金はあつてよろしい、こういう信念を持つてゐるような人もあるわけですが、われわれは申告と納税は少くとも同時であるという線を、堅持いたしたいという意見であるのであります。が、税務官吏の方に、一応出しておきさえすれば、あとでよろしうございませうというふうな、緩慢な態度に出る者があるわけでありまして、むしろ私どもは、納税思想を涵養する意味合いからいたしましては、申告即納税という線を堅持することが、税務行政の円滑のためにも必要であると思つておる。これがだん／＼延びますと、忘れまじたり、あるいはほかの事故ができて参りましたりして、納税が遅れるということになると思つておる。この点はもつと活潑に納税者の自覚を促すと同時に、また官吏の方にもそういう心構えをもつてやつていただきたいと思います。と申すのです。たとえて申しますと、納税者の方は毎回言う通りお得意様でありますから、よく了承して納めるようにしなければならぬのであります。それから、申告と同時に納めていただくという線を堅持されたいと思つておる。これに對しまして主税局長はどういうふうな考えておられますか、承りたいと存じます。

○平田政府委員 御意見もつともであります。私も単に申告をするというだけで、正しい納税者の義務が果たされたとは思いません。やはり正しい申告をしていただくと同時に、その納税は法律で定められたそれ／＼の納期に納めるといふことでなければ、正しい行政はうまく行かぬのじやないかというふうな考えております。申告だけしておけといふことを言つておるといふ話もございしますが、それ自体は悪いという感じが持つております。ただ申告も悪い、納税も悪いというのは最も遺憾と思つておる。申告をしていただきまして、その納税をできるだけ納期までに納めるといふことを、法律と

しても建前にしているといふことは、お話の通りでございます。

○三宅(則)委員 それから今度法人のことでございまして、これは法人税の税率の引上げ等もありません。関係上もちろんであると思つておる。当初の予定額より今度は倍以上も上つておるといふように考へるのであります。これは、これはあまりに当初の見積りが低過ぎたのじやないかという観点もあるわけですが、あなたも大蔵大臣を助けまして、予算をつくる際には数字を出されるだろうと思つておる。主税局長はどう考へておられますか、承りたい。

○平田政府委員 これはまつたくお話の通り、大分進み過ぎておるのであります。が、率直に申し上げまして、動乱以後の法人企業情勢は著るに急速な改善がはかられておる。それは先般も申し上げたかと思つておる。御承知の通り朝鮮動乱前を一〇〇といはしますと、鉄工業の生産は今年の七、八月ごろには大体五〇％ふえております。それから卸売物価が約五割も増加しました。賃金は先ほど申しましたように約二割強ふえております。企業利潤は一年間で急速に増加いたしております。その結果法人税の非常な増収になつたわけでございます。今年の三月の決算を見て、実は私どもも驚いたほど会社の状況がよくなつております。その結果がこのような数字になつて現われたと考へておるのでございまして、その内容は先般も若干御説明申し上げましたが、さらに資料を整理しましてお手元に差上げたいと思つております。これは法人企業が一年間で非常な改善がはかられたといふこと、

証左であると思つておる。

○三宅(則)委員 国税庁長官がおいでになりましたから、長官に数点お伺いいたします。これは最も平易なことでありますから、露骨にお話願ひたいと思つておる。

今までの国税庁の方針をいたしまして、税務官吏の方も素質が悪かつた、あるいは弱年にして経験が少かつたという意味合いにおきまして、元は三百万円以下のものは税務署、それ以上は国税局、こういう調査方針を法人等に對してはとつておられたのですが、これを下げられまして、二百万円以下は税務署、それ以上は国税局ということとで法人等に對して調査されるということとあります。私どもの観点からいたしますと、二百万円という線は昔の一万か二万で、ほんとうに小さい零細企業です。こういう会社のみを税務署が取扱つておつて、それ以上は全部国税局の方でやりになるわけでありまして、私どもは、今の観点からいたしますと、あなたの御努力によりまして、相當税務署の方も整備せられました関係上、もう少し調査範囲を税務署の方に広めて、国税局の方はその程度を高めた方がよろしう。たとえて申しますと、五千万円以上は国税庁、それ以下は税務署、地方におきましては三千万円以上は局、それ以下は税務署というくらいに大幅に引上げた方が、むしろ円滑に行くのじやないかと思つておる。が、国税庁長官はどういう考へを持つておられますか。税務署を廃止して国税局のみにしてやるというやうな意味合いでしようか。その辺のお考へを承りたいと存するのでございませう。

二

○高橋政府委員 調査課ができました当初、資本金三百万円以上の法人につきましては、これを調査課所管にいたしましたのでございますが、その後いろいろ検討してみますと、やはりどこかか申しますと、大きい方の法人につきましては専門的な、またよく熟練した職員によつて調査する方が、適正を得られるという観点からいたしまして、これを国税局の調査課の所管といたしたのであります。なおいま一つは、調査課の所管のものにつきましては、必ず全部を調査員が調査するという建前をいたしましたのであります。やはり三百万円程度よりもさらに二百万円程度まで下げて、熟練者によつて調査する範囲を広めた方が、実際適正を得るゆえんであるというふうに考えまして、昨年度においてはこの程度を引下げたのであります。しかしながら今度税務の効率化と申しますか、今後行政整理等によつて職員が減ります際において、さらにこの問題は検討してみたいと考えております。将来の問題としては、今年度内においてはこの建前を堅持して行きたいと考えてますが、来年度以降人員が減少したあかつきにおきましては、やはりある程度税務署に返しまして、税務署の所管とすることが適當であらうというふうに考えております。ただその程度につきまして、たゞいまお話のように五千万円以上がいいか、あるいは元の制度の三百万円程度がいいか、あるいは五百万円程度がいいかという点につきましては十分検討いたしまして、国税局でやる方がより能力が上るゆえんであると考えられるものについての程度を、きめたいと考えておる次第であります。

○三宅(則)委員 今のお話によりまして、だん／＼税務署も整備されましたから、調査課の所管のものでも税務署に移す、こういう意向のように承つたのであります。元二十万円以下の会社は同族会社と言ひまして、大体個人企業とひとしいのであります。二十万円を物価指数にしてみますと、おそらく四、五千万円に行つておるのじやないかと思ふのです。そういう観点からいたしまして、私の希望は、東京のよ／＼な大都会におきましては五千万円という線を引き、それ以上のものは国税局、以下のものは税務署でいい、こういうふうな思つてゐる。一応このことにつきましては将来のことになりませんが、希望といたしましては、税務署が、くすばかりと言つては失礼であります。が、小さいやつばかりやつてゐるというのではあまりおもしろくない。こゝろ考へるのではありませんから、国税局長官ともあるうちは、自分の子供であるところの税務署に對しまして、もう少し同情的な認識を持つてやることを特に希望いたしておきます。

次にこういう実例がございます。長官は雲の上の人で知らぬかもしれませんが、下のことを申し上げますからお聞き願ひたい。小さい事件であります。が、税務署の署員、たしか二十六、七歳だと思ひますが、本郷税務署の福永という事務官、私はこれを相手にして闘うわけではないのであります。が、実情を聞いてみますと、突然きよう出張して行くという電話をかけて来た。きようといつても、会社の都合もあるし、税務代理士の都合もあるから二、三日待つてもらいたいというのに乗り込んで来た。私も、納税者は敵じゃないと思ふのです。やはりお得意様であり、あるいは取引先であるという観点を持つておきますから、突然行つては迷惑になる場合もありましようし、また会社の都合もあるから、多少打合せして、たとえば三日なら三日前に打合せをして行くということが必要でありますにもかかわらず、乗り込んで来た。私は、そういう無謀なことではきないという観点からいたしまして、都合のあることでもあるから、もう三、四日ばかり待つてくれというのに乗り込んで来た。それで高橋国税局長は、そういうふうな監督してゐるかということを承つたのであります。が、それはあまりにも行き過ぎであるということでありまして理解できませんでした。今後調査、査察の方は単刀直入に御主張になる場合もあるかもしれませんが、しかし普通の調査の場合には、一応会社の方にも連絡をつけて行くという線を堅持することこそ、納税者の了解を得る早道であると思ひますが、これに對してあなたの今の御感想なり御所見なり、今後の御方針なりを承りたいと存じます。

○高橋政府委員 御指摘の通り、私も、納税者は敵じゃございませんで、私どもの協力者でありますので、また相互に信頼を合はうということが必要であると考えてまして、発足以來その方針のもとに、税務官吏を指導しておる次第でありますので、できるだけ親切に、またよく御理解ができるようになり、便宜をはかりながらやつて行くという考えで行きたいと思つてゐる次第であります。

○三宅(則)委員 今のお話はまことに了承いたしますから、その点斤報なりあるいは通達なりにおきまして、下級官庁と申しますか、末端の第一線にまで徹底するようにぜひお願いいたします。

次に、現在東京部内等におきましては法人会、青色申告会というものができ上つておりました。特に東京国税局では青野部長が中心になつてやつておられます。これもけっこうであると思ひますが、やまもいたしまして法人会の幹部が、昔の所得税調査員当時になりましたようなボスの存在になりはしないか、こういうおそれがあります。たとえて申しますと、青色申告会の幹部あるいは法人会の幹部等が、常に税務署長やあるいは法人部長のところへ蟠居して、おれがこういふふうな直してやるのだというふうな顔をいたしておられます。そういうことは昔の町のボスです。そういうことは昔の町のボスではないかと思ふのですが、これに對して監督上、法人会は法制上でき上つてゐるものであります。任意ででき上つてゐるものであります。私はむしろ任意に育成すべきものであらうと思ひますが、これに對してあなたはどういうふうな考えておられますか、承りたいと存じます。

○高橋政府委員 法人税法と所得税法、ことに青色申告の帳簿の指導等に関しましては、それらの方々が一緒に集まりになる機会を持つていただくというところが、税務官庁としては非常に便宜なことが多いのであります。特に政府として法人会なり青色申告会をぜひつくるようにという趣旨の指導はいたしておりましたが、もちろんお話の通り任意発生のものであり、またそういうふうな強制がましいことは絶対にいたさないように、注意をいたしておるのであります。が、先ほどお話がございましたように、税法をいろいろ御説明申し上げたり、また御承知の通り申告時期が各月法人によつて違ふのであります。が、それらの申告時期について御指導を申し上げたり何かいたしますのに、法人会というふうなものがあります。またいろいろパンフレットなりその他のものを配付し上げるのにも、そういうふうな機関があれば非常に都合がよいという面がございまして、できましてした場合におきましては、それらの機関を利用させていただくということはいたしておるのであります。しかしながら、御指摘のように、これがボス化するといふふうな危険がないとも限りませんので、それらの点には特に注意いたしまして、法人会のメンバーになるならぬということによつて、いやしくも差別的な取扱ひがあるとか、または官庁の税務署の背景のもとに、何らかの動きがあるといふふうなことは厳に避けしめるように、繰返し注意をいたしておる次第であります。

○三宅(則)委員 私はこの際一言お伺ひしたいことがあります。露骨な話であります。が、実はやみ酒、密造酒の摘発あるいは防止等につきましては、川野前大蔵委員長も御存じであります。が、当然これは警察官吏その他官公庁の協力を得なければならぬと考えております。そのために幾らかこの防止に對する費用を増されたことは賛成であります。承るところによりまして

が、ただ大臣は今百億圓くらいならと言われたが、その百億という目安を立てては、二年間なり、三年間で返すという一つの財政計画上の観点にお立ちになったのか。それともあるいはこの条約案を審議する過程において、これはこの提出理由書にも、条約案の中に織り込むべきような法案を別の国内法に譲った、こう言われております。それにより、何かこの条約を結ぶにあつて、相手国との折衝によつて行くというものを向うからまかされて来たのか。それともこちらの財政計画の観点からお立てになつたか。その点をひとつ聞きたいのであります。

○池田田務大臣 私の財政計画でございしますが、なるべく早くお返ししたいという気持がございましたが、そう一度にも払えませんが、三百億圓程度なら三年くらいで払うのが適当じやないか、こう考へてきめたのであります。五年にするか二年にするかという問題はあります。腹だめと言つてはあれでございしますが、百億圓くらいなら払い得る。そうして向うとも折衝いたしてきめたわけでございます。

○西村(直)委員 それから第二点は、やはりこれも国民感情の立場から、おそらく今後これが実行になると多少問題になりはせぬかと思ひますが、戦闘行為による損害を補償するという観点があります。これに對しましては、あるいはイタリアの平和条約等の何か先例等を勘案されてきたものであるか。それともいわゆる和解と信頼の条約という建前からこれができたのであるか。いわゆる戦闘行為による損害を補償するという観点についてであり

ます。

○池田田務大臣 イタリア条約も大体われ／＼検討いたしました。イタリア条約よりも甘いところもございします。イタリア条約の分は、あれは損害額の幾ら／＼と、こうなつておつたと思ふのです。しかしイタリアの方は、損害額をきめます場合に、原因につきまして非常に甘いところがございしました。われ／＼は原因をしぼりまして、ほんとうに戦闘行為によつたものに限定するような建前をとりました。そうして払うべきものは全額払う、こういうことでイタリアの分とはちよつと違つていふと思ひます。

○西村(直)委員 この戦闘行為に基因する損害というのに對しまして、いまだ少く国民の納得の行くような御説明がいただけないものでしょうか。戦闘行為から来るものは、これはやはり日本側も受けておる。もちろん在外資産も受けておる。その場合に和解と信頼という建前からいつて、何かこれはよけいな負担を国民が背負わされておるといふ、常識的な判断が出て来はせぬか。この点なんぞございしますが……

○内田(常)政府委員 大蔵大臣の御答弁を補足いたしました。御説明申し上げました。大臣からも申されましたように、連合国財産の補償ということには、日本の今回の平和条約及びこれに基く法律案が初めてではないことは、御承知の通りイタリア、ブルガリア、ルーマニア、また古くはヴェルサイユ条約等に規定があるのでございしますが、大體損害の原因として、主としてあげられておるものは、いずれも敵、味方の戦闘行為がおもになつております。そこでわが平和条約におきまして、連

合国財産の補償を取上げます以上は、この連合国側の戦闘行為による損害といふものを、補償原因から除くことはほとんど意味をなさない。これは平和条約の他の条項におきまして、たとえば最小限度ではあるが、賠償の責任を負いますとか、あるいはまた連合国におけるわが国の財産の留置、接収等を甘受するとか、いかに和解と信頼の条約でありまして、敗戦国として最小限度において負うべきものは、わが国としては背負つておる。またそれを背負うことによつて、今後国際場裡に日本が乗り出します際に、戦争の相手国等との関係においても、調整の余地が見出されるわけでございます。さうな意味におきましては、わが条約におきまして、また法律におきましても深く認めたところでございします。

そのかわり、大臣からも御説明のあります通り、他の条約には見られなかつた補償額を限定するところの規定を置いてございします。たとえば、各国の条約におきましては、主権の喪失地域における連合国の財産についての損害の補償をすることになつておりますが、わが国においては、主権が回復された地域にある連合国財産についてのみ、補償の責任を背負うとか、またこの補償をいたしますにつきましても、日本がみずから損害の額を計算して補償する建前をとらないで、一定の期限内に連合国で補償を受ける資格あるものの請求をまつて、彼らの立証に基いて初めて損害補償を実行するというようなこと、また戦闘行為のことは敵、味方両方の原因によるものでございします。が、その他広く戦争の結果に基づく損害につきましても、第四条に一号から五

号まで、当然これは負わなければ意味をなさないという最小限度のものだけを載せまして、その他のものにつきましては、あえて広い意味の責任を負わない、こういう趣旨をとつてございします。いろいろあわせまして、首尾一貫しておるものと考へまして、さうな打合せに應じた次第でございます。

○夏堀委員 川野君。三、四点お尋ねを申し上げます。一昨日横浜に上陸されましたドッジ氏の談話が、先日新聞に載つておつたわけでございます。その談話によりますと、今日の日本としては減税の時期ではない、世界各國の情勢に相反する、こういうううな意味の談話が發表されたようでありま。しかしここに減税案が出ております。今審議中でありまして、常にドッジ氏の支持を第一モットーとして、予算編成に當つておられます大蔵大臣としてのお考えを承つてみたいと存じます。

○池田田務大臣 私は日本の現情から申しまして、今回御審議願つておる程度の減税はぜひ必要だ、こう考へまして司令部の承認を得て御審議を願つておるわけでありまして。予算委員会でも、この補正予算に変更が加わるかという御質問がございしましたが、変更はいたしません。来年度におきまして、この程度の減税はぜひやりたいという考へで進んでおるのであります。

○川野委員 大臣の心強い御答弁を得まして、私非常に感謝申し上げる次第であります。しかし今回の減税等を野党の批評をもつて申しますならば、見積り過大と申しますか、収入を過大に見積りますので、結局は真の減税ではない、増税に相なる、こういうような批評をよく私は聞くのであります。そこで実は私なども地方税務署に参りましていろいろとお話を聞き、さらに納税者のお話も聞くのであります。これらの話を総合いたしますと、実は大蔵大臣並びに国税庁等の考へは、非常に減税に相なるようでありまして、實際第一線に働く者の考へ違いと申しま

する。収入を過大に見積りまする關係上、相当過酷な増税、實際問題として増税といふことにも、実は相なつておる場面が多いわけでありまして。従いまして昭和二十六年度におきまして、一千数百億の増収、こういうことに相なるのでございしますが、實際面としては、ただいま申しましたように過大に収入を見積りまして、さうして過酷に徴税いたしておる、こういうううな面も私は實際あるのではなからうか、こう考へるのでございしますが、これに對する大臣の感想を承つてみたいと考へるのであります。

○池田田務大臣 私は租税収入を過大に見積つたことではないのであります。私が主税局長時代におきまして、自然減収になつたことはございせん。大臣になりましたから予算を六回つくりましたが、自然減収を出したことはないで、常に見積り過大であると國會では野党の方から言われるのであります。が、これは事實が証明する。決して大蔵大臣は見積り過大のようなことはいたしておりません。従いまして、今回の増収の実績から当然来ることでございまして、法人税にいたしまして、あるいは源泉課税の所得税にいたしまして、毎月々々相當の収入が出ておるのであります。お話になりまし

た申告納税、税務署で更正決定をいたします申告納税につきましては、今回でも予算に對して五十二億円の減収を認めておるのであります。昭和二十四年度の当初予算につきましては、申告納税は千九百億円、今度の予算では千億四千九百億円にしておる。法人税は何倍というふうになりましたが、事業所得税等の申告納税は半分になった、こういうふうな状況で、経済の変動はありますもの、いかにそういう点に注意を配つて歳入を見込んでいかないと、おわかりいただけるかと思ふのであります。従いまして税務署におきましては、税務職員に想像で申告を更正決定するようにはやめると、こういうので、昨年来そういうことをきつて指示いたしましたから、一昨年は四百万円あつた更正決定が、昨年度は十一万円くらいに減つております。原則として調査しなければ更正決定をしては相ならぬ、こういうこととしておられます。それは数多い中でございしますから、無理な税金をかけた場合が全然ないとは申しませんが、全、全体といたしましては、最近の税務行政は、どちらかといえば、少しゆる過ぎるのではないかと、いふふうなお言葉もいただくらうでございます。私は無理な税金は一切とつてはいかぬということをやつてゐるので、こゝ一年ばかりの税務行政は、まあ、というところではないかと考えております。

○川野委員 なるほど、ただいま大蔵大臣が御答弁になりましたように、数字の面ではそう参るのではありません。しかし実際の面で考えてみますと、今まで法人税の方が非常に税金が安かつた。申告所得の方が非常に高かつた。

こういうようなことで、個人が法人組織にほとんど切りかえて参つてゐるわけでありまして、そういうふうな関係上、私は法人税が非常に増収になつて、個人税の方が納税が少くなるのはなからうか、こういうふうにも私は考へてゐるわけでありまして、しかし大蔵大臣と、これ以上この点については議論を申しません。

次に今行政機構の改革の關係上、地方の国税局を廃される、こういうふうな風評があるわけでありまして、さらに国税局と財務局との合併という問題も、実はあるかのようなことを聞くのでございしますが、これについて大臣のお考えを承つてみたいと存じます。

○池田國務大臣 行政機構全体の問題としては、政府は今せつかく検討中でございます。ただ私のたゞいまのところの考え方では、国税局をやめるといふ氣持は持つておりません。財務局と国税局と一緒にするかと、問題は、これは前から考へられてゐる問題でございますが、私はまだ結論には達してゐないものでございします。国税局をやめないといふことは、ただいまはそういう方針であります。

○川野委員 さきに高橋國稅局長官であつたと思ひますが、非常に國稅が減つて参つた、そこで税務署の合併を考へてゐる、こういうふうなお話を承つたことがあるのであります。税務署の合併という問題について、大臣のお考えを承つてみたいと存じます。

ましたならば、行政費の節約の意味から申しまして、減らして行きたいと考へております。

○川野委員 それではさらに次の問題についてお尋ねしてみたいと存じます。実は地方税法の改正で、酒、タバコの消費税が新設されることに相なつて参るわけでありまして、そういたしました、酒消費税あるいはタバコ消費税のこの税額というものは、酒、タバコの値上げによつておおむねなるお考えであるか、あるいはまた酒税等の引下げによつて、それだけ消費税を酒税の方からカバーする、こういうふうにおやりになるお考えであるか、承つてみたいと存じます。

○池田國務大臣 地方税制の改革につきましては、税制懇談会で御審議になつておるようでありまして、その際に、酒、タバコの収入の一部を地方に還付するといふ考へ方がありのやうであります。しかしそれは國でとりました酒税あるいは専賣益金を、現地に還付するといふのでございまして、新たに酒、タバコに對しまして消費税をかけるという觀念ではないと思ひます。従いまして、酒、タバコの収入を現地に還付すれば、それだけ平衡交付金が減つて来る、こういうことに相なると思ふのであります。

○川野委員 ちよつと私の質問の点がまづかつたと思ひますが、実は消費税がかがりますと、それだけ酒税が下る、こういうことになるわけでありまして、この点をお尋ねしてみたいと存じます。

る。どれだけ還付するがといふのは、これは地方財政の状況、國の財政の状況によつてきまるので、新たに税をかけるのではなく、政府がとつたものを現地に還付する、こういう考へ方でございます。

○川野委員 よく承知いたしました。次に実は酒造米の問題をお尋ねしてみたいと存じます。昭和二十六年年度におきまして、一千数百万の酒税をお見込みになつてゐるので、従つてそれに対する六十万石の米の配給があつたのであります。昭和二十七年年度におきましてこの点についての大蔵のお考えを、もし今日わかつてゐるならば承つてみたいと存じます。

○池田國務大臣 酒税の確保の上から申しまして、酒造米はふやしたいと考へておりますが、何分にもわが國の内地米の需要は、相当厳格でございします。ただいま幾らふやすといふ額はきまつておりませんが、私といたしましては酒税確保の意味から、できるだけふやしたいといふことで、農林当局に話を持ち込んでおります。まだ結論に至つておりません。

○川野委員 物価の値上げによりまして、当然酒税というものは上つて参ると存じます。しかしこれ以上酒税を上げるといふことは、密造酒をふやすといふことになりまして、できるならば酒税を上げずして、そうしてこの物価の値上げのキャバをしてもいいといふ。これはどうしても減収という問題が起ると存じますので、どうかひとつそういう面をお考へになりまして、酒造米の配給という問題について御考慮を願つておきたいのであります。さらに最後に一点お尋ね申し上げて

みたいと思ひます。さきにわが國においでになりましたシヤウブ氏が、シヤウブ勸告書なるものを発表されたのであります。その勸告書によりますと、できるだけ間接税を廃止して直接税にする、こういう勸告書であつたかのように私記憶いたすのでございします。この点についての大蔵の構想をお尋ねしてみたいと存じます。

○池田國務大臣 できるだけ実情に沿うように、また密造なんかもないやうに、お話の線に沿つて行きたいと思ひますが、原料米が上るからといつて酒税を維持するために酒税の引下げという考へは、ただいまのところ持つておりません。

次にシヤウブ博士の勸告には、直接税中心主義でいくべきだといふ勸告があつたが、大蔵大臣はどう考へるか。これは理論的にいへば、直接税中心の税制の方がいいと思ひます。しかしこれはやはり國情に沿わなければならぬのでございまして、私はただいまのところは高い所得税を下げて間接税はそのまますえ置く、こういう方が今の實情に沿つておるのではないかと考へます。

○川野委員 二十七年年度におきまして物品税等をお下げになる、こういう御意思はありますか。この点を最後に承つて私の質問を終ります。

○池田國務大臣 ただいま申し上げましたような線に沿つて行く考へでございます。物品税を下げるといふことはいたしません。いたさないつもりでございます。情勢の変化によつてはまたかわるかもしれませんが、ただいまのところは間接税の減税ということはない。逆に砂糖につきまし

業の法人に対する引上げは七%どころでなくて、もつとこれは引上げていいのでありますが、法人税を一律一体に税率をきめて、段階がないというところは、非常に不合理であると考えるのであります。この点は何か大蔵当局は検討されたことがあるかどうか。その点をひとつ伺いたいと思います。

○池田田務大臣 法人企業の実態並びに今の税率の点から申しますと、差等を設けるといふことはかなり困難な問題だと思ひます。税率が非常に高くなればそういうことも考えなければならぬと思ひます。アメリカにおきましても、所得の額によりまして税率に差等を設けております。日本におきましても、前に臨時利得税等のありましたときには、特例を設けた場合もあるものであります。そのころの税負担の状況と今と比べますと、法人はかなり安くなつておりますので、差等を設ける段階に至つてないという結論に到達いたしておるのであります。

○深澤委員 最近大蔵当局は預金に対する税務関係の調査について、非常にゆるやかな態度をとつてゐるやにわれわれは聞いてゐるのであります。これはシャープ勧告の趣旨から申しましても、非常に矛盾する態度ではないかというぐあいには考へるのであります。その点はいかがでありますか。

○池田田務大臣 税制というものは、経済全体とマツチして行く必要があるものであります。従ひまして、日本の経済を安定発展させて行くためには、そこに税制につきましても、やはりある程度の変更を加へなければならぬのであります。シャープ博士の勧告

をかえた場合は相当あります。これは実情に沿つた税制にして行かなければならぬと考へまして、預金につきましても、ある程度の税制を考慮いたしております。

○深澤委員 実情に応じて税制の改革をやつて行く、あるいはまた税制の方針をかえて行くといふことについては、異議ないのであります。そこでわれわれが問題にするのは、先ほど私が申し上げましたように、同じ法人といつても、中小企業の法人は現在非常に苦境にある。あるいは申告納税関係の中小企業関係は非常に苦境にある。これに対しては、私も昨日は隅田税務署の実情を見て参りましたが、軒並の差押えを断行してゐる。しかもその税金を納めるためには、無尽会社から非常に高率な金を借りて払ふなければならぬ実情にあるのであります。従つて大企業に對し、あるいはその他の預金等に對して、実情に即した方針をとられるならば、これらの中小企業関係に對しても、実情に即した微税方針をわれわれは確立してもらいたいといふことを申し上げまして、私の質問を終ります。

○夏堀委員 先ほど各委員からも法人税の問題について質問があつたようでありまして、大臣は以前の委員会から再三、再四今日資本蓄積を強行しなければ産業の発展ができない、こういう意味合で、資本蓄積といふことを中心に、経済問題を盛んに論議されて参つたのであります。今回の法人税の問題について、三十五から一躍四十二に引上げる、こういうことについては、各界の意見も非常にまち／＼であります。大体は非常に不当である、

せひこれは修正してもらへぬものかという陳情が、たくさん参つておるのであります。この前の委員会でも議題になつておりましたが、この三十五をそのまま置きまして、特別な超過所得税といふものを設けた方が、かえつて合理的に、また小さな資本の法人を救う上においても、非常に役立つように考へられますが、現在の法律はやむを得ないにしても、将来はこういうことについて何か修正する御意思があらますかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○池田田務大臣 これは今回普通の法人につきまして、税率三十五を四十二に上げましたのは、今の法人の収益状況をみてやつておるのであります。私が特に法人税を今まで低くしておつたのは、資本蓄積という觀念からやつておつたのであります。償却を除きましても、一昨年は六百億程度、昨年は千五百億程度、今年度は二千四、五百億程度の積立金の増であります。こういう状況を考へますと、二百億程度の増額は、国の財政の状況からいまして、やむを得ないのではないかと、この結論に達したのであります。とにかく昨年に比べまして、この償却の分を加えますと、積立金と償却で三千五、六百億、今年になりまして昨年のほとんど倍近いというふうな状況を見ますと、片一方で非常に重い所得税を負担しております場合に、おきまして、この程度の引上げは、私はやむを得ないとして承諾していただけるものと確信いたしております。そこで片一方で税率の引上げをやりましたが、納税の場合にしましても、また退職積立金にしましても、また重点産業の償却にしま

しても、緩和の適當の措置をとつておりますので、大体この辺でよいのではないかと申すのであります。それから第二段に、一律に引上げるよりも、超過所得税等のことをやつたらどうかという問題でございますが、私は今の法人企業に超過所得税をやるのはまだ早過ぎる、こう考へております。資産再評価の問題もございまして、また税制の簡易化から申しまして、私はまだ一、二年は超過所得をやるべきでないという考へを持つておるのであります。

○宮腰委員 法人税は昨年度から今年にかけて相當な自然増収があつたわけでありまして、それから考へると、法人税は上げるところか、一般法人は現状維持のままにしまして、かえつてそういう利益の上つてゐるところに對しては、超過利得税をかけた方がいいのではないかと。他方また税の均衡上から所得税を軽減する、こう申されておりますが、私は所得税であつても、十万円以下の方には税をとらない方がかえつていいのではないかと、こう考へてゐます。その意味においても、二百万円を五十五まで引上げておりましたが、私はこの上の方の歴大な所得を取り得る階級に對しては税を重くしまして、十万円以下の人たちに對しては無税にしてあげることが、かえつて勤勞意欲を高める上に役立つのではないかと考へておりますが、いかがなものでありますでしょうか。

○池田田務大臣 お説ごもつともでありまして、そういう方向で行つております。今回は臨時国会でありまして、税制の根本的改正でなしに、臨時措置として突は出してゐる状態であるので

あります。お話のように、私は普通の家庭ならば、十万円以下の者はかかつていないと思ひます。それから高額所得の方につきましては、富裕税等の関係がございまして、そういうものとらみ合せて、通常国会に御審議願いたいという氣持を持つております。

○宮腰委員 ごく最近所得税は減税し、他方それを救ふ意味において物品税は引上げなければならぬのだ、あるいは現状維持にしなければいかぬという意見が大部分出ておりますが、この問題につきましては、ことにこの物品税の中にも、現在生活必需品に相當するものがたくさんあります。中でも水あめなんかも現在税がかかつておりますが、他方またたいく品で約一割くらいより税がかかつてゐないのがたくさんあります。こういうような場合に、どうもこの物品税が不均衡な問題がたたくさん横たつております。これを、今回の国会では考へておりませんが、次の通常国会には、こういう不均衡な問題を是正する考へがあらましようか。

○池田田務大臣 われ／＼はなるべく不均衡のないように、物品税をあんばいしておる考へておりますが、もしこれはどうしても不均衡で、直さなければならぬという結論に到達すれば、何ら修正にやぶさかではありませぬ。ただ全体といたしまして、物品税を減税するといふ考へ方は今持つておりません。

○宮腰委員 それから地方税と国税との問題であります。ごく最近自治団体の市長の方々が上京されて、政府並びに議員方に陳情されておりますが、地方自治団体の税の限界もはぼ見当が

ついであります。従つて自治体から運営するところの財政が、まかなうことができないことになれば、地方の農村の食糧の生産増進をする上において、非常に障害となるのでありますから、シヤウブ勧告の第一次案、第二次案によつて、地方税、国税を通じて、これから大いに修正しなければならぬ点があります。今度の国会でこの問題について積極的にお考えになりまして、改正する御意思があるかどうか、その点を伺いたい。

○池田國務大臣 国税につきましても、ただいま検討を加えておりますが、地方税につきましても、関係当局において検討を続けておるようでありまして、私の見込みでは、国税、地方税を通じて相当の改正案が、次の通常国会に出るのではないかと期待いたしております。何分にも国税につきましてもは取急ぎまして、今の所得税の軽減と法人税の引上げは、特にこの臨時国会にお願いして、次の次第であります。国税におきましては、その他の点でまだ検討を要する点がありますので、そういう問題は次の通常国会に譲りたいと思ひます。地方税は多分出て来ると思ひます。

○宮腰委員 もう一つ伺ひますが、この委員会にも再三織物消費税の陳情がありまして、他方予算を伴う問題でありますので、大臣が御出席になつてから伺つておりましたので、酒の減税の場合は非常に処理をうまうやりまして、小売店に迷惑がからぬように処理をしたのであります。ところが前回の織物消費税撤廃のときの庫出税は、いわゆる小売商人に相当負担をかけているようであります。

この織物消費税を元の人々にお返しするお考えはありましようか。これは政府に直接陳情なされてゐることであらうと思ひますが、再三参るものでありますから、この点について伺ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 酒の減税のときには非常にうまく行つたが、というお話であります。うまく行きました。これは何といつても取扱ひ業者が免許業者でありまして、数の点、その他帳簿の監督上、日ごろからよくできておりますので、よく行つたのであります。かかるに織物の方につきましても、これは第二次製品その他いろいろな点があり、また取引の点その他から行つてなかなか困難であります。そこで織物消費税の四割を無税にいたします場合に、このことは特に注意いたしまして、いろいろな検討を加えて、できるだけの後援措置は講じたのであります。しかし織物には二次製品その他がありまして、取引が非常に複雑であります。関係上、やむを得ずともし税といたうことはいたさなかつたのであります。織物のもとし税といたうことについて、たび／＼陳情を受けておりますが、これをやりますと、他の物品税の化粧品その他いろいろな類似の事例がありますので、政府はただいまの場合織物のもとし税は考へておりません。

○宮腰委員 それから証券の譲渡利得税の問題ですが、この問題については、私も委員会を代表いたしまして、実際の問題を日本橋の税務署で調べた経験を持つておりますが、再三いろいろな団体から譲渡利得税は廃止しろといふことで、その理由を聞いて参りますと、資本蓄積にあるようであります。

これは一方、譲渡利得税をなくしようといふことになれば、脱税というやうな問題がありますので、他の税との均衡上、不当になる危険があるかと考へられます。しかしこの問題については、譲渡利得税をなくすること自体が、非常に将来の取引が隆盛になりまして、長期資金の獲得も証券市場でできるように考へられますので、譲渡利得税を廃止して、あるいは移転税を少し上げた点においてやること、証券の流通を円滑ならしめて、長期資金の確保ができるのじやないかと思ひます。その点についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 証券の譲渡所得につきましても、前から議論がありまして、また実際から申しまして、微税がなか／＼困難でございます。そこでお話のやうな議論がありますので、私としても検討をいたしております。ただ証券投資の問題につきましては、先般来いろいろな手を尽しまして、今はかなり平均株価も上つて参りました。昨年の一月に比べますと、六割ぐらゐ平均株価が上つておる状況であります。しかしこれだけで満足はできません。いろいろな点を考慮いたしまして、今お話のやうな譲渡所得をやめて、有価証券移転税を復活するといふやうな議論もございしますが、ただ片一方では、シヤウブ勧告の今の根本的な建前が、譲渡所得、いわゆるキャピタル・ゲインを徹底的に把握するといふ前提で、大体の税制ができております。関係上、一挙に私はここで譲渡所得をやめる。ことに証券の譲渡所得をやめるといふことを、はつきり申し上げられないのも、税制全般から来ているこ

とであります。しかしこれは経済の安定発展のために必要だといふ結論に到達いたしましたならば、適當の措置を講じたいと思ひます。今は結論が出ておりません。

○宮腰委員 もう一つ伺ひします。資本の蓄積という関係からお伺ひしたいと思ひます。無記名定期預金は前回からいろいろ議論があるようでありまして、あの無記名定期預金がされることにおいて、たンス預金の吸収が相当考へられまして、私も九州の方へ大蔵委員として調査に参つた節も、二、三そういう意見を聞いたこともありますが、この無記名定期預金があるいはそれに近い制度を考へまして、このたンス預金を吸収するお考えがありましようかどうか、この点を伺ひたい。

○池田國務大臣 この問題も証券の譲渡所得と同じやうに、税制の根本に觸れる問題であるのであります。私はいたづらに租税の公平論にとらわれずに、経済の実態に沿つたやうなやり方をしなければいかぬといふことを、昨年の財政演説で申し上げて、議論を巻き起したのであります。昔ありました源泉徴収課税の制度も復活いたしまして、こういうことをやりまして、徐々に、公平論にはとらわれずに、実態に沿つたやうな考へ方で行きたいと思つております。無記名定期といふことは、税制の根本にもある程度触れる問題でありますので、慎重に検討をいたしておるのであります。この問題もいずれば結論を出したいとは思ひますが、まだそこまで行つておりません。

○宮腰委員 もう一つ、日本の国内における在外財産の補償の問題について、前回から議論になつておりました十五條によつて補償する問題について、アメリカの修正案が三度ですかがわつておるようであります。あの条約の十五條につきまして、七月案と八月案と異なつております。七月案では、サンフランシスコの条約を調印する前に、外国人の財産補償法をつくつて、その補償法の規定を十五條に織り込んでやろうという計画であつたようでありまして、それを変更しまして、八月案では条約調印後にやるといふ経過になつたのです。これは先ほど衆議院の審議権の問題でいろいろ議論があつた問題であります。これは結局日本側の議会の審議権を尊重する意味で、こういうふうに変更したものであります。ましようかどうか、その点をお伺ひしたい。

○内田(常)政府委員 ただいまの御質問の通り、講和条約の草案がたび／＼がわつて、第一回が七月十三日に発表せられ、次に七月二十日に改正案が発表せられ、最後に八月十五日に「草案」という字がとれたのであります。前二回におきましては、御質問の通り確かに講和条約の調印前において、日本国会で法律を制定し、その法律の番号を条約の中に引用する、こういう仕組みになつておりました。しかるに最後の八月十五日の最終案におきまして、法律を制定してその番号を条約上に引用するといふことを変更いたしましたのは、この条約が調印される前に、従つてまたその条約第十五條における原則が明確にならないのに、その原則を取入れた法律をつくるという

ことは、これは議会の立法権とは違つ

た

方でなくして、どうかひとつ零細なものはこれを特別に考えて改革して行くと同時に、奢侈的なものについては、ひとつもつと大蔵大臣に熱心に御検討を願つて、そういう方面の課税をお願ひいたしたいと思ひます。大体大蔵大臣に對する質問はそれだけであります。

○夏堀委員長 三宅君。

○三宅(則)委員 せつかく大蔵大臣がおいでになりましたから、一点だけ御質問いたします。実は大蔵大臣の所管外かもしませんが、閣僚中の有力なる大臣でありますから、國務大臣としてお伺ひいたします。

税制改革によりまして、国税、地方税が一貫してよくなつて参りました。私は国税の方は先ほど来たび／＼質問しておりますが、ただ地方税、特に東京、京都あたりにおきましては、地方税事務所の税務事務所のごときは、ほんとうの税務署より、地方税事務所のほうがりつぱにでき上つており、人員も確かに多い、こういう矛盾を私は見ているのであります。そこでこの際徴税技術面等から考えまして、中央官庁であり、また国家の公器であります税務署の方はだん／＼よくなつて参りました。税務事務所というのは、昔区役所にありましたが、税務課が税務事務所と昇格いたしましたのであります。その方は、人間の数は多いのでありますが、素質におきましては、経験におきましては、きわめて粗雑であり、徴税技術面においても不明確であります。でありますから、私が大蔵大臣にお伺ひいたしたいのは、国税と関連いたしまして、地方税も、むしろ事業税あたりは附加税にした方がよからう、こういうふうにか

えますから、地方税を改革いたしまして、二重に調査することを省いて、最初シヤウウ勸告案のときには、中央は中央でよく調べる、地方は地方でよく調べる、こういうわけで、中央と地方は別々に調査する機関を設けたのであります。今日段階におきましては、地方の方があまりに貧弱であります。閣僚上、中央の、いわゆる税務署で調べたものに附加税としてかけるといふことが、地方財政上きわめて緊要であると思ひますが、國務大臣といたしまして明確なる御判断を承りたいと存じます。

○池田國務大臣 地方税の確立によりまして、当然の結果として、税務署が所得の調査に行く。府県が事業税の調査に行く。町村が住民税の調査に行く。またその間に遊園飲食税の調査、こういうのがありまして、納税者は応接にいとまがないといふことは聞いておるのであります。地方税制の確立もさることながら、納税者のことも考えなければならぬという気持を持つておりましたところ、最近地方税の税制懇談会にそういう議論が出たのであります。附加税といふことでなしに、事業税の基本は税務署でやつたらどうか。その基本によつて税率を乗じて税額を算出する、こういう方法がよいのではないかという議論が出てくるようではあります。私はもつともなうに考へておるのであります。何分所管が違ひますので、はつきり申し上げられませんが、実情からいつたら、国も府県もあるいは町村も、同じ実態を調べないのであります。だれかが一人權威あるものであれば、それでよいじやないかという考へは持つております。

○三宅(則)委員 ただいまの大蔵大臣のお話は、了承するにやぶさかでございます。基本は、やはり中央官庁である税務署が見るということにいたしまして、地方税務事務所等の調査といふものは、根幹を税務署に置いて、それに賦課する。あるいはそれを基本として決定する。但し異議があつた者のみに対して地方が再調査する。このくらゐにいたしましたならば、今の地方税務事務所等は、三分の一もしくは四分の一に減じまして円滑に行くと思ふのであります。國務大臣であり、有力な閣僚であります池田大蔵大臣は、特に閣議においてひとつがんばつてもらいたいと思ふのです。そうして國民が安心して地方の調査に対して信頼ができるという、こういう線を堅持して行きたいと思ひます。もうい

○池田國務大臣 先ほど来議論のありましたように、形式理論に——これは事實理論かも知れませんが、理論といふものと実際の行政のやり方といふものは、できるだけ両立するやうな方法でやらなければならぬと思ふ。地方に課税権があるのだから、地方の役所で調べるというのには理論であります。しかし実際面としましては、よくない場合もありまして、お話の御趣旨は私はごもつともなうと思ひます。閣議でどういふ発言をするかといふことはここでは申し上げられませんが、御趣旨はごもつともなうと思ひます。多分と申し上げて、御了承を願ひたいと思ひます。

○奥村委員 ただいま議題となつております連合國財産補償法案、及び日本輸出銀行法の一部を改正する法律案の二案につきまして、以上をもつて質疑を打ち切ることにいたします。昨日深澤君より資料要求の件について委員長にお尋ねがありました。この問題は内田府委員よりすでにいろいろ御答弁申し上げましたが、各外國人の個々の調査がまだ届いておりませんし、またこれから申請等によつて、新しくどういふ方面からどういふ事実が現われて来るかも知れませんので、今ただちに資料を政府の方よりお示しを願うといふことは、ちよつと困難なやうでありますから、御了承を願ひます。

輸出銀行法の一部を改正する法律案の両法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますから、この際両法案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

○夏堀委員長 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないやうでありますから、連合國財産補償法案、及び日本輸出銀行法の一部を改正する法律案の二案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切ることにいたします。

午後二時二十九分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

上げます。なお先ほどお知せいたしました参考人のうち、元滿鉄總裁、元全滿居留民會會長平島敏夫君の申出によりまして、元滿洲電業株式會社社長、元長春居留民會會長平山復二郎君をかわりに参考人として招請することになりましたので、右御了承願ひます。

○夏堀委員長 次に所得税法の臨時特例に關する法律案、財産税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案の三法案を一括議題といたしまして、質疑を続行いたします。内藤君。

○内藤(友)委員 まず委員長に一つお尋ねしたいと思ひます。法人税法の一部改正法律案のことです。法人税は従来課率よりも引上げるといふ重大な法律案であります。国会法の第五十一条によりますと、「總算及び重要な歳入法案については、前項の公聴會を開かなければならない」といふことがあるのであります。この法人税をこれだけ引上げるといふ問題は、これは非常に大きな問題だと思ふのであります。今まで与野の皆からどういふお尋ねがあつたか存じませんが、けれども、これはなか／＼大きな問題でありますので、こういう問題は當然国会法に示してあるところに従ひまして、公聴會を開かなければならないものだと思ふのであります。委員長はそういう公聴會を開きになるおつもりであるかどうか。まずそれをお尋ねいたしたいと思ふのであります。

○夏堀委員長 お答えいたします。なるほど一応そのようにも考えられますが、しかしこれはいわゆる重要法案としての取扱ひをすべきものであるかど

あります。所得は二年間で相当増加しておりますことは内藤さん御承知の通りでございますが、税金は絶対額におきまして減つておりますし、納税人員におきましても非常な減り方である。これはほかの所得者を通じて考えまして、農業所得者の方が最近の所得税の控除の改正で、実は最も利益を受けているのであります。従いまして、私も最近の情勢から見まして、今回も基礎控除をさらに大幅に上げることにはいたしましたから、農民の負担としては、現在のところまず特別な勤労控除を認めなくてもいいのじやないか、こういう考え方を持っておるのでございます。しからば将来どうするかという問題でございますが、将来におきましては、やはりそのときの財政需要なり、あるいは各種所得者間の所得税の負担の状況がどうなるかをよく見た上でないと、実際問題として結論はつけがたいと存じます。理論としては農業所得でも営業所得でも同様でございますが、自分で働いて得た部分の所得がその所得の中に入つておることは事実でございます。そういう意味におきまして、給与所得に対する控除と同じような控除を認めたらどうかというところは、これは理論的には確かに一つのりつばな意見だと思ひます。しかし今申しましたように、最近までの実情は、一般的な控除の引上げによつて一番利益を受けております。それから、内藤さんも御承知の通り、二十五年年度の改正で、今まで二五%の勤労控除を認めておりましたのを、一般の給与所得者については一五%に下げたのであります。引下げた理由は、二五%ほどの差をつける理由はない。必

要ならば、むしろ一般的な控除の引上げによつてやつた方が合理的である。こういう見方もありまして、そういうことにいたしましたのでございますが、農業所得者なり営業所得者等につきましては、この際今すぐ給与所得者と同じ控除をするということになりまして、給与所得者との負担のバランスがはたしてはかれるかどうか、非常に疑問じやないかというふうに感じております。しかし理論としては確かに一つの理論でございますので、私もこの問題は将来なお検討し続けて行きたいと思ひますが、当面の問題といたしましては、そのようなことで十分の解決がはかられておるといふように、考えておる次第でございます。

○内藤(友)委員 今の平田さんのお答えであります。……(満足したか)と呼ぶ者あり。そこに実は満足できないところがあるのであります。それはこの前よりも今度は減つてゐるのだ、さらにまた減るのだ、だからいいじやないかというお話であります。昔と比べておつたのは、これは実にきつぱり合致するものがとられておつたのであります。それがだん／＼農業の実態に則して止しくなつて来た、こう考へておるのでありますから、私はそういうことにつきましては実は承服できない。ことに先ほども申し上げましたように、日本の農業所得といふものは、これは全部が勤労所得なんだ。資本による所得といふものはそうないのである。そうであるならば、これは他との均衡上当然そこへ持つて行かなければならぬのではないか。さすがにやはり今までの税法にとらわれていない税の學者であるシャウブ博士は、日本の農

業をずつとながめてみて、なるほどこれは一五%引かなければならぬといふふうにお考えになつてゐる。これはあたりまえだと思ふのであります。だから私は、過去にとらわれずに農業所得の実態といふものをよく御研究いただいて、理論まさにその通りだとおつしやるならば、その通りにひとつ税法を改めていただくといふことで、この次に、入れていただくかといふだけではないかといふことを、お聞かせいただきたいと思ふのであります。

○平田政府委員 内藤さんは理論の点を御強調になつてゐますが、実際問題として、所得の適正な把握と申しますか、そういう関係と関連して、実際の給与所得者と農業所得者、営業所得者等の負担の関係をどうなつておるかというところは、これはどうも私もよくわしる内藤さんの方が、市町村民税等を通じてよく御承知だと思ふのであります。やはりその辺の問題もあわせて考へて、やるかやらないかを決定すべきであつて、単に一片の理論だけでこの問題は処理すべきではないと思ひます。しかしさきに申しましたように、農業所得の中で全部が勤労所得者だとは私は思ひません。今日のようには自作農が大部分であります。しかも、所得税の納税者は自作農以上の人が大部分であります。農業者の中で百五十万人程度が納税者でございます。から、三分の一くらいしか農業所得者の所得税を納めないことになる。もちろん耕地面積の広い分の納税者もいるかと思ひますが、どちらかと申しますと自作農以上の人が多いと思ふのであります。そういう所得者の場合におき

ましては、やはり例の農業生産費の計算におきましても、利潤部分とか土地資本利子部分、地代の部分を若干見込みますと同じように、やはり他の要素も入つてゐることは間違いないのであります。従いまして、給与所得と同じに見るのには理論的に當らないと思ひます。その辺のところをやはりよく考えまして、この問題につきましても適當な解決を見出すべきではないかと私は思つておりますが、さしあたりといたしましては、先ほど申しましたように、ただちに控除を設けるというところは適當でなからう、こういうふうな考へておるのであります。

○内藤(友)委員 それはひとつ私の希望として、次のとき何とか御同情いただきたいと思ふのであります。その次に課税所得算出の方法について少し伺つてみたいと思ひます。と申しますのは、現在の法律によりますのに、課税所得を算出したしますのに、総所得から雑損控除を引きまして、その残りから医療とか、扶養とか不具者とか基礎控除、こういう順序で引くことになつておるのでございます。これをもしでき得ますならば、総所得からまずこの法律に書いてあります医療、扶養、不具者、基礎控除、こういうものを引いて、そのあとでこの雑損所得を引く、こういうふうに変更していただけないものだろうかというのであります。と申しますのは、農業のようになつて災害を受けると、雑損控除を行ひましても、他の控除の恩恵というものはほとんど認められないということになるのであります。そういうことに、この法律によりますか、あ

るいは扶養家族を引くとか、不具者のことを引くとかいうことをまずしておいて、そうして最後に雑損控除をする、こういうふうになると農業のようになりましては非常にいいと思ふのであります。そういうことでひとつお願いできないものか。これは私から哀願するところでありまして、平田さんのお心持を伺いたいと思ふのであります。

○平田政府委員 所得の計算上どういふ控除を先にするかという問題で、これは考へようによつてはなかつてゐる。現在の建前は、お話の通り、まず本来の所得が幾らであるかという所得計算をおきまして、適正な税負担を定めるための基礎控除なり、扶養控除をして、その残りに税率を適用する、こういう立て方にいたしておるのでございます。雑損と申しますと、結局所得の原因にそれだけ所得をマイナスするフアクターが出て来るわけでありまして、これは理論から申しますと、やはり年々の所得を計算して、それから元本の損失その他の損を差引きまして、基礎控除、扶養控除等をいたしまして、所得税を課税する。これが私ども所得税の普通の理論から行きますので、当然のプロセスではないかと考へて、次第でございますが、それでは特別損失が生じた場合の繰越し控除がそれだけ少くなるじやないか、こういうお尋ねかと思ふのでありますけれども、理論的に申しますと、今私が申し上げましたことで、大体所得税の負担の点からいうと、うまく行くのではないか

ういうことにならしておるのでござい
ます。これは分離課税とそれから扶養
控除の性質に顧みまして、扶養控除額
と同額以下の所得がある場合にだけ限
つた方がよろしからう、こういうこと
でございませう。理論的に徹底します
と、どんなに少くとも、その所得金額
は扶養控除額から差し引いて、控除する
ということも可能なんであります。が、
それは手続も非常にやつかいでござい
ますし、実情にも沿わない場合もござ
いますので、そのような規定を設けてお
るわけでございませう。

○内藤(友委員) 所得税の全体につ
いての問題であります。実はこの所得
税というのは非常にむずかしいのであ
りまして、農業のように所得がはつき
りするものもあるし、中小企業のように
なにか／＼真相をつかめないものもあ
ります。そうすると、勢い想像で中小
工業者と妥協して、これくらいにし
ようじやないかというふうなことで行
つておるのが、今日の現状であります。
これは給料生活者も大体農業者と
同じように把握ができて、そのまま鏡
に出て来るのであります。そのまゝ鏡
を握るの、そこそこいうふうな所得把
握の容易なものとしからざるものと
を区別しまして、容易なものにつきま
しては少しゆるくしてやる。それから
なにか／＼所得把握の困難なものは今
のままにするというように、何かそうい
う甲乙をつけた方が、実際に即して公
平な課税になるのではないかと思つて
おります。いかがでありますか。
○これは御相談であります。

る。営業所得者が一番むずかしい。大
体におきましてそういう傾向のありま
すことは、私もよく認めておるのであ
ります。しかし営業所得者の中でも
青色申告をしておられる方、あるいは
記帳がはつきしておられる方、あるいは
税務署の調査が徹底して行われた場合
の方は、きちつと納税しております。
また申告をし、あるいは決定を受けて
納めておられる農業所得者の場合に
おきまして、内藤さん御承知の通り、
主作物の収入は割合にはつきりして
おりますが、副収入等になりますと、地
方によつてはなにか／＼わかりにくい。
従つてその調査が徹底しない場合も
ございませう。勤労所得者の場合でも、役
所とか大きな会社等は比較的是つきり
しておるのであります。小さい商店
等になりますと、なにか／＼はつきりし
ない場合もある。これはなにか／＼一概
には言いきくのであります。税金は
あくまでもその個人の問題でござい
ますので、営業所得者全体が少し悪い
から、まじめにちゃんと申告して納め
ていける人は、反対にきつくなつても
いいというわけにも行かないと思つて
ございまして、こういう問題を解決す
る方法としては、やはり先ほどか
ら内藤さんお話のように、なるべく青
色申告のような方法を助長し、推進す
る。税務署の調査にあたりましては、
できる限り調査を徹底させまして、
申告と査定に不公平のないようにする。
それは一にかかるといふので、どうい
うにすれば、税法に規定する正しい徴
税法が見つけられるかというところに目
的を置きまして、納税者も努力して
いただきますし、役所においても勉愼す
るということによつて、公平な所得税

というものができ上るのではないか。
それを今のようなお話の状況からいた
しまして、適当なしんじやくをする
いたしました。かえつてそれは公平な
所得税にならないおそれがある。そ
ういふ点を考えますと、常識上お話のよ
うな議論も、確かに傾聴に値する節も
あるものでございませう。所得税のほん
とうの公平をはかるという意味から申
しますと、やはりそういう規則を具
体的に立案しまして、実行に移すのは
どうであらうか、かように今考えてお
ります。

○内藤(友委員) 私は正直者がばかを
見るということにしたいくないというの
で、そういうふうな制度を立ててみた
らどうだろうかと思ふのであります。
が、農業所得は、供出のある方の側は
はつきりするけれども、そうでないも
のははつきりしないというふうなお話
でありますけれども、そうじやないの
であります。みかんをつくりまして
も、野菜をつくりまして、これは自
分の家の中でひそかにつくつておるも
のではございませんで、だれでもこ
らんになれる。大びらにつくつてお
るのであります。見ますと、この木に
何貫なつておるかかわるのであります。
組合に行けばみかんの相場はどれ
だけかというところはちゃんとわかるの
であります。これはど天下にはつき
りとしてやつていける生産は実はな
いのであります。屋内でこそ／＼やつ
ておるとは十分趣が違ふのでありま
す。私今日所得税額をはつきりと定め
られるのは、この勤労所得者と農業所
得者だけだと思ふのであります。
ほかはたいてい税務署となれ合ひで、
よしわかつた、それくらいにしよう

いうことで行かれる。これが今日の現
状であります。しかし将来こういう制
度をお考えになつて、まじめにやれば
いいんだというふうなところに、や
はり制度として持つて行つていただ
くのがいいのじやないか、こう思ふので
あります。

それはそれといたしまして、次にこ
れもそういうことにならぬものかと思
つておることの一つで、源泉徴収しま
したものにきつまして、また収入が多
いと総合所得税になるのであります。
あれを、源泉徴収したものは総合所得
で打つていいのだ。それを制度の上で何
とかできないものか。これもひとつ伺
いたいと思ふのであります。

○平田政府委員 私どもは制度の上で
できるだけ源泉だけで済まされるもの
は、済ますようにという趣旨でやつて
おるのであります。たとえば給与所
得の場合であります。源泉で差引き
ます。基礎控除、扶養控除、その他
の控除も一切いたして、あまりあと
で総合課税して過不足を調整する必要
がないようにいたしております。年末
調整もいたしまして、なるべく源泉で
片づけよう。従ひまして給与所得の場
合も、一箇所だけに勤めておられる人
の場合は、大体もう申告はいらな
い。こういうことになってございませう。た
かしはかにかに所得がある場合もある。た
えば配当所得がある場合もある。た
えば建設所得がある場合もある。た
えば前上、累進課税でございませう。こ
れを合して計算して税額を出さな
いとはつきりしない。そういうものは
どういたしまして、一定のときに申
告していただきます。全部の所得を
合計して税額を出して、それから源泉

で納めた額を差引きまして、過不足を
精算する。こういう制度にならざるを
得ない。従ひまして御趣旨のようにで
きるものは極力やつておられますが、ど
うにもできないものにつきましては、
やはり総合しまして負担を調整する、
こういう制度にいたしておる次第で
ございませう。

〔委員長退席、西村(直)委員長代
理着席〕

○内藤(友委員) それから次は法人税
について少しお尋ねしたいと思ふので
あります。今度は百分の三十五を百分
の四十二に引上げられたのであります
が、この法人税の引上げは、かね／＼
大蔵大臣がおつしやつておられる資本
蓄積ということと、どういふことにな
るものであります。もう資本蓄積はお
やめになつたのですか。それをひとつ
お伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員 その点は大蔵から
けさからお話がございましたが、実は
私も先般御説明申し上げておいたと
思ひます。法人の最近の成績が非常
によくなつておる。そして積立金など
二十四年は二百七十六億、昨年は九
百四十二億程度であつたものが、今年
の見込みでは税金、配当を差引きまし
て、二千四百七十七億程度である。そ
のはかに償却の方も、二十四年は百五
十九億程度であつたのが、二十五年は
五百五十九億程度に増加し、さらに本
年は千五百五十四億程度に増加するだ
らう。償却と積立金、これが広い意味の
会社の社内留保になります。それを
見まして、今年は三千五百九十億円
程度の結果を上げ得るのじやないか。
このように非常に状況がよくなつてお
りますので、私も最近の法人の業績

十五万円まで税がかからなくなる、こういうことになったわけではございませうが、御指摘の通り農林等にございましては、財産の分割というものは必ずしも行われたい。あるいはむしろ行わない方が農業経営の発展に即するということもな点もございまして、十五万円はまだ低過ぎるという議論がございまして、これは、私も承知いたしております。従いましてこの十五万円につきまして、目下検討いたしております。自作農の課税の限界等の問題もよく研究いたしまして、できる限り引上げるといふ方向で具体案をつくりたいと、目下検討いたしております次第であります。どの程度に引上げるかということにつきましては、まだ本目申し上げる段階に至っておりませんが、相当引上げられるだろうと考えております。

○内藤(友)委員 もう一つあるのございしますが、はなはだ長くなつて恐縮でありますけれども、森林の相続税であります。実はこれは非常に高率になつておりますので、森林所有者が一たび相続というふうな問題がありまして、ほとんど伐採して売つてしまふなければならぬ。これは評価が問題になると思ふのであります。従つてこういうふうなものに對しましては、特に御考慮を払つていただきたいと思つております。と申しますのは、今日は森林法によりまして伐採はすべて府県知事が許可する。これは一月一日からでありますけれども、その森林法の制度と相続税の課税の行き方と矛盾して来ます。せつかく森林法で森林資源の涵養ということを考えても、相続税の方でくずれて来るような節なきにしろあらずと思われましますので、そういう点

もひとつ十分お考えいただきたいまして、この相続税の御研究をなさるときには、そういう方面の専門家も入れられて意見を聞いていただきたい。これは希望であります。お願ひ申し上げておきます。

○平田政府委員 山林に対する課税につきましては、所得税をどうするかという問題、これがやはり相当ややこしい問題でございまして、目下研究中であります。これは午前中申し上げた通りであります。相続税につきましても同様でございまして、御指摘の通り、評価の問題と税率の問題と二つあるかと思ひます。相続税の税率は一昨年大分改正いたしました。何しろ五千万円超過九〇％という非常に高い相続税の税率を、今持つておるわけでございまして、この点は日本の今の資産家の状況、資本蓄積の必要等からいたしまして、九〇％という税率は、やはり高過ぎるのではないかとこのうに感じておられます。これはある程度引下げたかどうかというふうに考えております。それから評価につきましても、幼樹の評価をどうするか、奥地樹林の評価をどうするか、こういう点につきましてはいろいろ問題がございまして、国税庁としてはすでにその点につきまして、相当具体的に検討いたしております。妥当な案を得るように入心しております。御指摘の面が多いのではないかとこのうに考へます。もちろん案をきめます際には、よく関係者の意見を聞きまして妥当な案をつくりたいと考えております。

○有田(二)委員 最初に国税庁長官に

お尋ねしたいことは、由来法律というものは、国民に便宜なように解釈するものが妥当なものであると、われわれは考へておるのでもありますが、税法については同じことが言えると思ふのであります。これについて国税庁長官の御所見を伺いたいと思ひます。

○高橋政府委員 お話の通り、税法の解釈についてどういう態度を持つておるかという点につきましても、納税者の利益、国の利益、また税の公平といういろいろな角度から検討いたしまして、妥当な解釈を見出して行きたいと考えておるのであります。現在の税法は、法律自体としては非常に包括的な規定になつておりました。こまかい解釈がございませんで、私どももいたしましては、その解釈に関する部分を通達で出して、これを一般に公表していろいろ御批判を仰ぎ、率直に反省もいたしまして、改正すべき点があれば改正したいと考えておる次第であります。

○有田(二)委員 法の解釈はもちろん国家のためにもありますけれども、納税者になるべく有利なように解釈するということはおそらく国税庁長官も私の考えに御同意であらうと思ふのであります。第一線の税務吏員の税決定の態度におきまして、はなはだ遺憾に感ずる点があるものであります。先刻大蔵大臣から、第一線が非常によくなつて来たというお話がありまして、私も一部賛成することにやぶさかではないのでありますけれども、まだ第一線の方々の税決定の態度につきましては、非常に遺憾な点がある。たとえば経費を否認するという場合におきましても、十分でないものがある。せ

ひひとつ国税庁長官から、十分第一線に御通達を出していただいて、税の解釈をでき得る限り苛酷にならないようにしていただきたい。先刻も大蔵大臣から、できるだけ調査をして決定をするようにという御趣旨の発言がありまして、第一線ではまだ問答無きというふうな態度が非常に多いのであります。この点につきまして、長官の御所見を承りたいと思ひます。

〔西村(直)委員長代理退席、委員長着席〕
○高橋政府委員 税法の実際の適用につきましては、お話の通りできるだけ親切に、また適正にこれを実行するといふことは、私どもの最も意を用いておる点であります。しこうして從來やもすれば、記帳の誤りから納税者においてはこれを経費としていなかつたという場合に、これを積極的に経費と認めるといふようなことは、ほとんど絶無だつたかと思ふのであります。私どもはそういうふうな経費として記帳しなかつた場合におきましても、実質が経費である場合においては、経費として認めて行く努力をするようにという指示をしておる次第であります。

○有田(二)委員 一例をあげますと、大阪の淀川税務署長である丹羽という人がおりますが、同君のごときは、国税局の徴収部あるいは間税部等の指示をほとんど仰がないで、独断的に徴収している。一例をあげると、先般予算委員会が、医師の社会保険の金を差押えする。あるいは同じく歯科医師の国民保険の金を差押えする。医師の社会保険の金を差押えすることは税法で許され

おりますけれども、今日税務署は淀川の差押えについては、国税庁にもやはり徴収部というものがあつて、徴収に對する一定の方針を決定してやらなければならぬと考へる。その他のやり方につきましても、たとえば七月二十日に納期が終りますと、淀川税務署ではただちに税額の多いものは銀行預金を差押える。商人といふものは銀行から金を借りますときに、一千万円なら一千万円の預金を置いて、二千万円を借りるといふやり方をやつておるものがあつて、しかも銀行の要望もあつてそういう仕組みでやつておる。従つて預金はあつても、実は金はもう借りて出しておるというふうな状態です。預金を差押えすることも、決して税法では悪くないのであります。こ

ういつた運営については、国税庁にそれぞれ調査警察部があり、直税部があり、間税部があつて、それらの方針を決定して各局の各部を通じて各税務署に一つの指示をしておる。ところが淀川の税務署長に私が会ひまして、いろいろと懇談をしたのであります。何がゆゑに国税局の徴収部あるいは直税部、あるいは間税部とかいふものの意見を聞かなければならぬか。税務署長といふものは税法一ぱいにとる権限を持つておるものであるといふようなことを、私に語つておつたのであります。国税庁長官が一つの方針を示してやらせるというのと、おおよそかき離れたやり方をしておる。そのときに私は、新しいことをおやりになるのはけつこうであるけれども、徴収に関しては、局の徴収部長の意見を徴して、こういうことを新しい試みとして

やつてみようと思ふが、どうであるかといふことを相談してやるべきである。しかも今日の医師の問題にしましても、国民保険の支払いその他におきまして、政府のいろ／＼な手違いその他から十分に行つていない点が多く、非常に遺憾な点があることは、厚生省みずからも認めてゐるところであります。従つて国民保険に対する医師の犠牲といふものは相当あるのであります。これを消滅といふ面から考えまして、しかも局の徴収部の指示も何も仰がす、一税務署長が自分の考えだけで独断でやつて行くというやり方が許されるならば、国税庁の存在も必要がなければ、国税局の必要もない。大蔵大臣のもとに税務署だけあればいいという結論に到達すると思ふのであります。が、長官の御意見を伺ひたいと思ふのであります。

○高橋政府委員 税務署長が税法に基づく権限を持つておりますことは当然であります。その税法を執行する面につきましては、最も適正妥当に全般に行われるように、また全国的な調整がとられるように、それ／＼措置をいたしておるのでございまして、その行政命令に従わない場合においては、これは当然その従わないゆゑをもつて、相当に従うような方向に指導をし、またはそれ／＼処置をするということがあります。当然だつたところからいへば、たゞいま御指摘になりましたような事実に関しましては、なおよく調査いたしてみたいと思ふます。お話の通り、たとえば現在の金融の慣行におきましては、両建預金といふものがほとんど全般的になつておりまして、そういうふうな預金を全面的に差押え

る、またはこれを徴収するというような事柄につきましては、特に慎重を期するようには、私も注意をいたしておる次第であります。

○有田(二)委員 長官にお願ひしたいことは、税務署は淀川だけではないのであります。淀川税務署管内の人は、本社を淀川署管内に置いておいてはたしへんだというので、二百万以下の会社の方々は、本社を他の税務署管内に移そうという傾向があるのであります。従つてどうか国税庁の方で全国的に統一して、税務署はそこ一軒ではなせば片のつくこととありますから、とにかくさうなことをしないようにひとつ十分やつてもらいたい。特に本人は徴収出身の税務署長であります。徴収についてはまったく氣遣ひのないような考えを持つておる。非常に遺憾な点がたくさんあつて、管内においても相当不満があり、またわが党の衆議院議員も、この点については結束して一致した意見を持つておるので、国税庁として十分御調査願ひまして、万遺憾のないように将来とも願ひたいと思ふのであります。

さらに私が国税庁にお願ひしたいことは、国税庁の中でひとつ人権擁護をつつていただく。これは現状の機構の中でも、協議課とか監督官とかいう制度が、国税庁長官のもとに置かれておるのでありますから、これらの機構を通じて人権擁護をやる。片一方は直税課あるいは調査課を通じて、税金をとる方法の指示をして行くが、その指示をして行くことに對して、これが行き過ぎにならないようなブレーキの方法を考えていただきたいと思ふ。

思う。昨年私が国政調査のために、今法人税課長になりました吉田君と田中調査員を連れて大阪に参りましたときにも、二十件のうち徴収が突に八件あるものであります。こういうような事実を知りまして、一つの計画を立てる当時の大阪直税課の計画が、二日で最後の結論を出す。計画は非常にいい計画でありますけれども、同じ一つの業者のうち一番評判の悪いものを選び出す。当時は三百万円が直税の方の關係であります。三百万円以下の会社で特に評判の悪い会社を、同業者の中から二件ずつ出して、それを特別に調べるといふやり方であつて、計画は非常にけつこつな計画である。しかしながら二日間最後の結論に入るという計画でありました。それに相手も、同業者のうちでも相当評判が悪いと目されているところでありましたから、二日目がなげん。がんばるけれども、二日目の晩までにはどうしても結論を出さなければならぬから、徹夜で調べるといふような結果になつた。計画はそういういい計画であつたけれども、二日間というところには無理があつて、その結果が徹夜をしなければならぬという結論になつた。先般私がそれを注意しました結果、今年の三月三十一日まで

の問題として、東京の国税局でもその調査をやりました。これはそういう徹夜のものではなかつたのであります。従つて人権擁護の事実が幾つも現われて来た。初めの間はおつとりしておつたのであります。三月三十一日に近づくと、苛烈な行き過ぎが現われたといふようなことがあるのであります。また岐阜の北税務署におきまして、これは調査課所管であるにもかかわらず、直税課の所得税の係の者が、岐阜の二十五日の日に行つた。北税務署の終りの二十五日の日に行つた。北税務署の人が各員に四万四千円という責任額を持たされて、滞納税金の徴収に歩いた。そのときにそこへ行つたところが、おかみさんの態度が悪いということでも上り込んで家宅搜索を行つた。徹夜をして三日で次の日の十二時近くまで調べて帰つた。このいゝ旅費といふのは調査課所管のところでありまして、岐阜北税務署とは何ら關係のないところでありました。しかしながらおかみの態度が、おつたくせに居留守をくらわしたといふことで腹を立てて上り込んで、そうして職權外のことをやつて、一晩徹夜をして飯を十五食食つて、そうして三千円払つて帰つた。私が翌年の一月十一日に、ちやうど岐阜のいゝ旅費にとまりました。そのときまでやつて来て、やはり徹夜をする。私の隣の部屋で調べておるので、十一時ごろに、もうおそいから日をあらためて、あした来て調べたらどうかといふことを申し入れましたが、代議士が何をぬかすか、なまいきなことを言ふなといふ声が聞えましたので、けしからぬといふことで私が入つていろいろ聞いてみますと、これは調査課所管のところ、北税務署は何も關係がない。そういうことで非常に行き過ぎがある。これなんか調査課と税務署との間の感情上のもつれもある。特に今日法人二百万円以上、個人百万円以上は調査課にとられておるので、税務署が非常にさびしい。俗に淋病にかかつておると言ふ人もありますが、税務署が非常にさびしい關係上、そういう行

き過ぎがあつたと思ふのであります。が、その他いろ／＼な行き過ぎがまことに枚挙にいとまがないのであります。国税庁長官はアメリカからお歸りになつてからといふものは、非常に慈悲心を出されて、納税者にあたたいお氣持を持つておられることは、よく了承するのであります。先刻も予算委員会でも申しましたように、第一線が親の心子知らずでありまして、結局これをいろ／＼突き詰めて考えますと、税金にはれ過ぎてしまつてあります。税務官吏は税金にはれてもらわなければ困るのであります。はれ過ぎてしまつて行き過ぎが行われる。この行き過ぎをセーブする機關を国税庁として置くべきであつて、すでに監督官といふものがあるけれども、大体これは女でいへば月経の上つたような人間が多いのであります。税務署長の古手とか、役に立たぬような人間を、仕事のできないような人間を監督官にしておる。だから、ほんとうに国民の税法の運営がうまく行つておるか行つていないかといふことを、大義親を減してやるといふ儼がないのであります。こういう点について長官はどういうお考えを持つておるか。御意見を承りたいと思ひます。

○高橋政府委員 私どももいたしましては、単に人権擁護というふうなことではなしに、さらに一歩を進めて、納税者に親切に、信頼を得るような方向に態度をとるようという指示を、繰返して、たしておる次第であります。しかしして御指摘になりましたような事例につきましては、その当時有田さんから一々詳しく事実もお聞きいたしましたし、またその後それ／＼処置をつけて参つた

たが、岐阜の南税務署の東海製糸の競売の問題にしましても、局の徴収課と南税務署との間で共同でやられたら、あの問題は起らなかった。岐阜税務署だけでやりましたために、二千万円の値打ちのあるものが、四百万円で競売された。しかも競売のその日に、工場で公売するというのを十日前に発表しておきながら、その日になつて一日で公売しておる。これは税法違反であります。こういうようなやり方で公売がなされるといふことは、税務署のみにまかせたからであります。しからば局にまかせたらどうか。局だけにまかせてもやはり間違いが起るのであります。あるいは砂糖につくのであります。そういう権力のあるところには、どうしても誘惑が多いのであります。十分ひとつあつた面から監視をして、誘惑の芽を防ぐようにしていただきたい。しかも今度法人税が四二%に上りましたが、この法人税の問題につきましても、今日の会社の労使という字は、使用人の使であります。資ではない。従つて今日の会社の社長あるいは重役といふものは、ほんとうの資本家でないものであります。自分が社長になつて、役得のごとく料理屋に行く、あるいはごちそうを食うというやうなことのために、結局経理部に頭が上らない。経理部が非常な権力を持つ。この経理部の対象になるのが、この調査課であります。会社の金を自由にする力を持つておる。しかもこれが帝大を出た、あるいは大学を出た優秀な人が経理部員になつておりますから、その誘惑のやり方も非常に知能犯的なやり方でありま。従つて調査課員だけが悪いとは私は簡単に考えない

のであります。どうしてもありは砂糖につくのであります。どうしてもありは砂糖につかないようにできないかという研究を、税制の面におきまして、主税局長におかれても、国税庁長官におかれても、その観点から実際の税法の運営の面において、十分に御検討いただきたいと思うのであります。御所見を承りたい。

○高橋政府委員 最初にお話のありました、税務署員が令状を持つて調査に臨み、その令状を利用して税の決定をするといふことは、もちろん邪道でありまして、そういうことは絶対に慎むべき点であると考えます。のみならず、令状を署長の承認を得ずして請求するといふようなことは、絶対に避くべき問題でありまして、この点は私も繰返して通牒その他で厳戒しておるのであります。

な御指摘になりましたように、税務吏員の汚職という問題につきましても、私は最も最も痛心しておる点でございます。私どももそのために昭和二十五年から新しく監察官の制度を設けまして、監察官に監察権を持たせまして、税務官吏の監督に当らせておるのであります。が、今年の春さらにこの定員を倍化したしまして、今日百二十名の監察官をフルに活動せしめまして、これが監督に当つておるのであります。これが防止にあたつては、納税者から受取りました税金を途中で横領して、帳簿をごまかすといふような事例も相当ありましたが、こういうのは税務署の帳簿並びに納税者双方を調べれば、割合簡単に調査がつかまつります。従つてこれらの面については、今日あまり出て来ないような傾向になつて参りました。それ

で最も要質であり、最も調査しにくいのは、ただいまの、納税者からあるいは賛成を受け、あるいは収賄をするといふ問題であります。この点が法人等になると、なか／＼証拠を残さない。また調査がしにくいのであります。私もこのことが監督については、最も頭を悩ましておるのであります。従つてこれが方法といたしましては、調査課等におきまして、必ず各課に一つの係を設けまして、東京では審理係といつておりますが、名前はいろいろでありますけれども、とにかく一つの係を設けまして、調査すべきものの担任を行くかといふことを、離席を必ず明らかにして、しかも調査したら調査した都度必ず報告を提出せしめる。しかも調査期間中に係長なり、またはその他の責任課長なり責任者が、何とかしてその場所に臨んで、またはその様子を見に行つたりといふような方法によつて、それを監督するといふふうに行なひまして、これが不正の防止に努力をいたしますと同時に、また一方監察官の活動にいたしまして、主力をそういう方面に注いで、そして事件がありましますものの摘発並びに防止ということに、今後力を注いで行きたいと考えております。ただ有田さんの御指摘のように、税務署あるいは局の共同責任にしたらどうかといふお話でございますが、これはややもすれば双方が責任のなすり合いになりまして、結局その仕事非常に非能率的になつて、諸事を遅らせるという結果になることが、過去の事例等から考へて普通でございます。すので、やはりいづれの責任といふことをはつきりいたしまして、そうして

一定の能率をもつて敏速に処理して行けるように、指導して参りたいと思ひます。

○有田(二)委員 御所見はよくわかりましたが、調査課の問題につきましても、二分して両方に責任を負わすという意味では、決してないのであります。先般も青森へ参りましたときに、仙台の国税局の調査課の方が調べに来られたけれども、十分な調査ができていない。わずか三人の方がやつて来られて、三日か四日の間に何十件といふものを決定して帰るといつたところに、非常に無理があると思う。税務署の中に調査係といふものを置いて、調査課の優先を置いて、そうしてその地方における二百万円以上の会社、百万円以上の個人の所得に対するいろいろの情報は、あるいはいろいろの材料、あるいは帳面の指導その他をやつておかれる必要がある。従つて税を決定する場合において、一応税務署長の意見も徴して決定する。決定するのは、調査課部長において決定することはもちろんでありますけれども、税務署の意向を聞く。私は青森の税務署の直税課長の意思を聞きまして、非常に安心なもので、かえつて非常に迷惑しておる。もつと税金がとれるはずのものを安く決定するといふのは、結局資料を持つていない。向うは帳面がないが、こつちは資料を持つていない。資料を持たずして、仙台から青森まで行つて、そうして宿屋にとまつて、二日か三日で税決定を行うといふやうなやり方のために、もう少し調べれば税金が把握されて出て来るのにもかかわらず、わずかな期間で調べもせずに税金を決定しよう。先刻大蔵大臣が言われ

たように、調査しなければいかぬ。ところが仙台と青森では、旅先で旅館にとまつておつて、十分な調査といふのはできない。そこに国費をもつて税務署の建物も建て、そうして何十年という税の経験を持つておる税務署長も配置しながら、それらを一切使わな。そうして調査課員が行つても、神様でない限り正しい税の把握といふものは、私はでき得ないと思う。税務署もたしか国税庁の一部だと考える。税務署も国税庁長官の指揮下にある。調査課部も調査課もまた国税庁長官の指揮下にある。しかも税務署は、非常に多額の国費をもつて、青森なら青森に税務署を置いておきながら、そこに二百万円以上の会社の税金の調査をさせない。あるいは百万円以上の個人所得のいろいろの情報はなり調査をさせない、言ひ分も聞いてやらないといふやうな行き方である。しかもこのために調査課としては、秋田に調査課の分室を設けておる。さらに新潟に分室を設けておる。これは憲法違反でありま

す。分室を設ける場合には国会の承認を得なければならぬ。承認を得なければならぬのに、国会の承認を得ない。調査課がすでに行き詰まりつつある一つの証左であると私は考えるのであります。調査課の分室をつくられるのもけつこうであります。おつくりになるならば、なぜ国会にその法案を出しになつて、内閣委員会に出されに違反した行為をしておられるといふことが、言ひ得られるのであります。そんなことをしないでも、全国に税務署といふものがある。しかも建物があ

り、長年税の経験を持つところの税務署長を置いておる。その指揮下に調査課あるいは調査係を置いて、平素から情報なり、あるいは帳面の指導なり、いろいろなことをやつておいて、そして税決定をする場合には局から出かけて行つて、それらの資料に基いて、別の観点から正しい税決定に持つて行くというようにすれば、比較的今日よりは正しい税決定に持つて行けるのじやないか。今日の国税庁内部におけるセクシヨナリズムも、長官が親心を持ち、大蔵大臣が親心をお持ちになりまして、役人というものはその部、その局、その課、その科で対立をして、なが／＼お互いに助け合おうとしないのが、日本の官吏道であります。それで迷惑を受けるのは国民であります。私は国税庁長官のもとにおいて、この機構をさらに一歩前進してお考えになる御意思があるかどうか、承りたいと思ひます。

○高橋政府委員 調査課の所管事項の範囲をいかにするかという問題につきましても、午前中三宅委員の御質問がございまして、答弁を申し上げておいたのでありますが、繰返して申し上げますと、御指摘の通り、調査課の業績が相当今までに上つて参りまして、しかもある程度その使命は果たしたという点は、同感できる点があるのをごさいます。同時に今回年度から行政整理によりまして、相当の税務官吏の減員を行わなければならぬという事態に相なつたのであります。こういうふうになりますと、やはり税の調査の効率化という観点からも、この問題を再検討しなければならぬというふうに考えまして、今年度一ぱいは従来の通りの建

前で行きたいと考えますが、明年の四月からはある程度標準をかえまして、一部分税務署に返すという方向に行きたいと考えております。

なお御指摘の税務署の署を利用しないということは、これはわれ／＼の考へておることと全然逆でありまして、税務署の署を必ず利用するようにという指示をいたしておるのであります。中にはそういうふうな事例があつたのであります。はなはだ遺憾とするところであります。

なお調査課分室の点について御質問がございまして、これは私も調査課の職員を出張させます際、詰所にいたして、やはり一つの詰所を中心にして、その附近を調査せしめるというところの方が、非常に能率的でございまして、ああいふような措置をとつたのであります。もちろんこれは恒久的な制度ということになりますと、国会の承認を得るのは当然であらうかと考えておるのであります。

○有田(二)委員 これはもう納税者の便宜をはかるためにおやりになつたことと、決して趣旨として悪いとは考えないのでございまして、そういうやり方は、分室であればやはり国会の承認を得るのが妥当であつて、そういう見解が許されれば、何でもできるということになるのであります。やはり国会の承認を得るのがよい。特に私は調査課をやらすして、直税部をねらつてやつてゐるのは、現在の調査課の非行その他を摘発いたしますと、税収入の上にも大いに影響があると思ひまして、大阪の場合においても大阪の直税部を調べ、東京においても東京の国税局の

直税部を調べ、北海道においても直税部を調べて、調査課をわざとはずしたゆえんのものは、直税部から例をあげて来て調査課の方に指示をもらひたい、こういう精神からでありまして、調査課の指導ということについては、十分ひとつ国税庁長官みずから検討してやつていただきたい。特に北海道などの一例をあげてみますと、直税部の所得税課の一人が函館へ参りますと、その会社は個人から法人にかわつておりますが、せつかく札幌から来たのだというので、今は法人であるけれども、個人で税金を決定されまして異存はありませんという、おかしな念書を入れさせておる。しかもそれを協議の書類の上にはつぎ載せておる。私は当時の国税局長の西川さんにはつきり注意しておいた。全国たくさん歩いて、こういうような念書は見たことがない。そういうのが幾多あるという例を申し上げて、十分注意しておきました。こういう点も、まだ、第一線は戦後新しく入れられた税務吏員がおられて、徴税技術の面において非常に遺憾な点が多いということを私は痛感しておる。最近では関東、信越国税局管内にもいろいろ問題があつて、そして直税課長に、納税者は非常にやせたといふことをある納税者の奥さんが話したら、やせるくらいはけつこくなことだ、税金で死んでゐる人がたくさんあるのだ、こういう暴言を直税課長は吐いておる。さらに直税課長がこの家を借りたいといふことを言つたところが、向うが断つた。断つたところを目ざして非常に税金でいじめる。こういうようなものが枚挙にいとまな

くまだあるのであります。もちろん昔から見ましたならば、非常によくはなつておりますけれども、いろいろ調べてみますと、まだたくさんある。ただ根本のいわゆる徴税技術の進歩というだけでなくして、税務官吏の精神的な指導という面を、ひとつ十分考へていただきたいのであります。この点国税庁長官に希望を申し上げます。

さらに先般私が浜松税務署に参りましたときに、会計検査院が参りまして昭和二十一年の税金を調べた。そしてこれはこういうように課税しろと言つて帰つた。それによつてただちに更生決定をして出した。こういう例があるのであります。事情を聞いてみますと、當時は団体交渉で、そして業者に比率を出させて税決定をした。當時の情勢というものを会計検査院が十分調べないで、帳面づらだけ見てこれをやるというやり方はよくないので、先般も会計検査院の事務局次長に注意しておいたものであります。各国税局をまわる場合には、国税庁と十分打合せをして、会計検査院というものはどういふ観点から、各税務署なり国税局の会計検査を行うかということと打合はしてやる。第一線で、今日はそれでないのであります。以前では話合いで、あそこは幾らだからこゝは幾らと業者に一定の比率をかけておいて、それで頭から大体税額は幾らと業者の数で割つて、税額を決定した時代があるのです。それが今日大蔵委員会非常問題になりました。一昨年あたりから漸次少くなりましたけれども、それ以前にいわゆる談合で話合ひがきまつた。これを会計検査院が帳面づらだけで押つけて、これをこうせい、あ

あせいといふことは私は当らないと思ふ。それを言えば全部やらなければならぬといふことになるのであります。が、国税庁長官の御所見を伺いたいと思ひます。

○高橋政府委員 ただいまの会計検査院との関係の問題につきましては、御指摘のような点が確かにあると考へます。これは事前に申しまして、むしろ調査しまして出て参りました結果の問題について――問題は多くの場合国税庁当局が普通であります。が、国税庁といたしましては十分その点注意いたしたいと考えております。ただ現地に於いて、はつきりした事実、はつきりした根拠に基いて、検査院からこれを課税せよと言われた場合に、課税しなかつた場合には、必ず不当法規として出て参りますので、それらの点、やはり根本的に十分上の方で話合ひをしていただかせないと、解決がつかない場合が非常に多いかと思ひますので、十分注意いたしたいと思ひます。

○有田(二)委員 最後にひとつお願いしたいことは、これは大阪の阿倍野の医師会からの決議文、声明書であります。これを簡単に読み上げたいと思ひます。

我々阿倍野区医師会員一同は昨年来より所得申告に關し、阿倍野税務署の団体諮問を受けて来たのである。然るに去る二月十六日係官より各人宛申告確約額を通知されたが、その席上「只今から皆様方へお渡しする申告確約額に就てはイエスかノーかを御聞きするだけであつて皆様方の御意見を聞きに来たのではありません。税務署としては色々調査の上決

くまだあるのであります。もちろん昔から見ましたならば、非常によくはなつておりますけれども、いろいろ調べてみますと、まだたくさんある。ただ根本のいわゆる徴税技術の進歩というだけでなくして、税務官吏の精神的な指導という面を、ひとつ十分考へていただきたいのであります。この点国税庁長官に希望を申し上げます。

定した額であつて之より下げる事は困難な線である。若しノーのお方があれば徹底的に調査して出たとこ勝負で行きましよう。尚場合によつては昨年一昨年もさかのぼつて税金を頂戴に上ります。今迄は皆様方と和氣藹々の中に折衝を續けて参りました。之を御渡しした後は本来の税務官吏に立ち返つて應對致します。尙之に基いて十九日から税務署で各個に申告指導を行いますから、左様御了承下さい」と述べ、會員一同呆然たるうちに各自封筒入りの申告確約額を渡され係官はそのまま引き上げたのである。會員はやがて封筒を開いてその申告確約額を知り大多数のものはその租税能力を越えたものとして、且つは係官の前言を思い浮べて長嘆息をしたのである。かかる重税は我々個人並びに家族の生活を破壊するのみならず特に支払遅延診療内容の圧縮制限等種々問題を提起している。健康保険収入を一〇〇%捕捉し、所得決定の重要な根拠とされている点は単に保険医のみの問題でなく、広く一般勤労大衆たる被保険者に与える影響の甚大なるを憂うるものである。かかる現状は国民の健康を確保し、診療の第一線に挺身する医師として黙過し得るであらうか。払えない税金は健康保険の破壊をもたらすのみならず、その赤字をカバーすべく必然的に一般診療にも及び、医療費の引上となり、結局之は患者に肩代りされ、高い診療費の払えない貧乏人は医療から遠ざかるを得なくなる。又医師はかくて医学医術の研究を放棄し、ソロバン片手の商人にと転落する恐なしとせ

ず。この原因は勿論税金の面ばかりでなく他に幾多の要素はあろうが、現実には徴税面に最も濃厚に現われている。今回係官の独善的言辭を以て示された申告確約額が如実にこれを示しておりはしないか。

思うに医師の生活の破綻はその社会性から考へて決して個人的な問題でなく重大なる社会問題に發展する可能性がある。徴税当局は以上の現実を正しく認識し虚心坦懐に我々の声を聞き、法の運営上深甚の考慮を払われん事を要するものである。

右声明する。

昭和二十六年二月二十日

阿倍野区医師会

○右は二月二十日阿倍野区医師会緊急臨時總會に於て決議されたものである。

といふのであります。ここに詳細に出しておりますが、詳細の面は抜きまして、とにかく税務吏員が二言目に檢察庁にやるとか、あるいは告発するとか、あるいは昨年、一昨年あるいは五年さかのぼつてやつてやるとかといううな言葉をよく弄するのであります。が、こういつたことについて国税庁長官の御所見を承りたいと思ひます。

○高橋政府委員 有田さんもよく御存じの通り、現在の税務署の職員能力をもつては、全部の納税者の所得の調査をすることはとうてい不可能でございませう。従つて大体実際の完全な調査をなし得るものは約二〇%程度かと考へるものであります。その他の人につきましては、一つの基本を捕捉いたしまして、把握いたしまして、その基本から、その人の所得を推定するという方法より、しかたがないのではな

いかと思ひます。そうしてこの二〇%の調査対象を選定する場合におきましては、やはり最も無理の起きない、またはその申告に最も信頼できにくいような方を主として選択いたしまして、大多數の方にはできるだけ信頼をして、申告を是認して行くという方法をとりたいと考へております。ただいまの医師の場合につきましては、医師の所得というものは御承知かと思ひますが、非常に捕捉のしがたい、調査の非常に困難な業種目に當つておるのであります。しかしながら非常に苦心をいたしまして、あちらこちら調査をして、その他の方々につきましては、一つの保険診療につきましては、保険所として社会保険の収入がはつきりわかつております。そういうものから経費を差引いて、所得を推定するという方法をとりながらその際における取扱ひとしては、ただいまお読みになりましたような事実があるとすれば、それははなはだ遺憾な点でありまして、そういうものこそ、税務官吏として非常に大切な点であると私も考へますので、常々いろいろと訓示もいたしておりますが、税務職員に教育等におきまして、単に税法の解釈であるとか、税法の取扱ひとかいうような技術的な面のみならず、人間の訓練、人格、教養という点についても非常な留意をいたしまして、これが向上をはかつて行きたいと考へておる次第であります。

○有田(二)委員 最後にお願ひをしまして、野党の質問があるそうですから譲ります。

今長官がおつしやつたことでよく了承できるのであります。要は言葉の使い方であります。長官がアメリカへお越しになつて、納税者はお得意先である、お客様であるというお考えを發表されたが、私はまことにけつこうだと思つております。由來日本人は官尊民卑の風がある。官尊民卑といふことは反面悪いことでもあります。が、私はまたいいところもあると思ふ。日本の役人さんを非常に尊重する、特にまた必要以上に恐れるという点もあるものであります。役人がやさしく言葉をかけてやれば、一部の政党に關係する人は別であります。が、まあまあ正しい納税者は、私は税務署に協力するものとかように考へるのであつて、そういう反動的な運動をする者は、これは拒否されてけつこうであります。が、正しい納税者に対しては言葉やさしく、そうして言うことも聞いてやり、相手に十分の納得できるといふわけには行きませんけれども、どうにか納得できるように、私は国税庁長官の御指導が賜りたい。第一線では、さきにも申し上げましたように、恋人があるやつは税金が高くなる。恋人と税金は關係がないので、そういう考へ方を根本的に改めてもらいたい。税金というものは税法によつてとられ行くのであつて、恋人があつてなからうが、税金には關係がない。あるいは大阪でも、大阪の浪速区の婦人会の会長をしておられた方が、たま／＼大阪の調査課で調べられたところが、一部税が落ちておつた。これを指摘して、こういう脱税をするような人間が大体婦人会の会長をするようなことはけしからぬ。しかも終戦後そういう婦

人会というのは許されておらぬのである。しかるにこれは何たることかといふことで、目の前で辭表を書かせて、その婦人会長をやめさせている。これと税金とどう關係があるか。私は深く悩んだのであります。が、税務吏員は税金をおとりになるのが御商売であつて、そういう恋人のことを言つたり、あるいは婦人会長をやめさせたりすることは、税務吏員の本務でないことをよく長官から訓示していただいて、どうぞ言葉づかいを丁寧にして、官尊民卑である日本の国民性にマッチするやり方をお願いして、一応私の質問を打ち切ります。

○深澤委員 政府の減税政策と申しますか、それは結局税法上の減税だけであつて、實際上の減税でなくて、末端には今有田君が申し上げましたような問題が、全国的に幾多あるものであります。ここに事実上の減税でなくて、これはあくまで税法上の減税にとどまるのだという、われ／＼の主張の根拠があるのであります。が、私も一つ微税問題について、国税庁長官にお伺ひしたいのであります。

実は墨田税務署に参りましたところが、驚くことには、前国会で国税徴収法を改正いたしました、昭和二十六年の法律七十八号で改正が行われておるところの、差押えの禁止物件の問題であります。が、税務署長はこの国税徴収法の改正を御存じないという事実を、われ／＼は明確に知ることができたのであります。しかも署員に対して、この国税徴収法の改正が十分徹底してない。そのために差押え禁止物件であるところの、業務用の菓子屋さんになくてはならないモーターや、あるいは

機械や攪拌機というようなものを差押えておる、そういう事実があるのであります。これは私は事実を見て参りました。ところが税務署長は、最初は、いやそういうものは差押えられるのだという見解をとつておつたので、私はやむなく国税徴収法を見せまして、そうして解釈を求めたところが、初めてそういうものが禁止物件であるということを知つたというような事実があるのであります。

またさらにもう一つの問題は、同じ墨田税務署に、差押え調査にない物件を三件引上げて参りまして、そうして納税者に対して非常な迷惑をかけておるといふ事実もありまして、これも税務署長が認めてゐるのであります。このような問題が末端に幾多あるところに、税金問題がやかましいという根拠があるといふことを、われ／＼はまず知らなければならぬわけでありまして、そこで私が国税庁長官にお伺したいことは、一体この国税徴収法等の改正の問題を、税務官吏あるいは税務署長が知らないというようなことは、まことに私は遺憾しくであると考えるのであります。こういう事実があるとすれば、一体どういふ処置をとられるのか。その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○高橋政府委員 最近毎年のように税法等の改正が行われておるのでございますが、税法の改正の際におきましては、大体国会に提案されましたところから、できるだけ早急に末端までこれが徹底するようにという意味をもちまして、詳しいところの解説をつけまして、末端の税務署、特に法規等に関しましては各税務官吏、国税徴収法に関

しましては徴収関係の職員であります。個々にわたつてまで回付することをしていただいております。そのほかに講習とかその他の各種の会議とかいふ方法によつて、徹底をはかつておるのであります。非常に税法等の改正が多い場合におきましては、またはその人によりましては勉強が足りぬといふようなことのために、そういうことを承知しないといふような場合があり得たかと思ひますが、こういうふうなことは、もちろん税務官吏の職権の内容をはつきり知り、そしてそれを理解して適正に行うといふことについて、最も責任のあるところの職員が、それについて全然承知しないといふことは、非常に遺憾な事柄であると思ひるのであります。

○深澤委員 この点はひとつ十分御警告をお願いしたいと思ひます。

それからまだ末端におきましては二十三年、四年の滞納税金が相当問題になつておるのであります。二十三年、四年の滞納税金は全国的にどの程度あります。その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○高橋政府委員 二十三年、四年の滞納は、これは非常にむづかしいのであります。二十五年から二十六年度に繰越しになりました滞納の税額が、たしか九百四十五億圓に相なつておると思ひます。そのうち二十五年中に発生したところの滞納の税額は四百六十五億圓でありまして、残りの四百八十億圓は二十四年度以前

しておりません。○深澤委員 そこで主税局長にお伺いしたいと思ひますが、所得税の問題に關しては、このたびの法案に關する限りはあまり問題はないようでありまして、ただ米麦の自由販売が行われるという前提の上で、政府もいろいろな処置をされてゐるようでありまして、この米麦の自由販売が行われた場合の農民に対する課税の標準を、どこへ置くかという問題が出て来ると思ひます。この点について主税局で来年度の予算をお立てになる場合に、大体御研究ができてゐると思ひますが、その点をひとつ伺ひたい。

○平田政府委員 御指摘の通り、これは主として来年度に影響のある問題でありまして、歳入を見積ります場合に

おきまして、農業所得が一体どうなるかといふことを、来年度の予算におきましては、撤廃後における状況がある程度予測いたしまして、計算する必要があるかと思ひます。ただ、最近大分こまかいことがきまつつあるようでございますが、まだ具体的な確な計画が全部でき上つてゐるわけではございませんし、目下のところまだ詳細に、私どもその面から具体的に計画を立てるほどには行つていないのでござ

います。いづれ具体的に計画ができれば、それに基きまして見積り等も予測させてみたいと思ひます。

○深澤委員 まだ具体的につかんでいないといふお話ですが、自由販売後における米一石が、どの程度の見積りをされて課税されるかという程度の問題は、大体大づかみにつかんでおられるのではないかとと思ひますが、その点はどうかですか。

○平田政府委員 その点が、今世間で盛んに論議がありますように、一番むづかしい問題で、その見方がどうなるかといふことによつて、撤廃に対する意見も相当左右されるというくらい、最も重要な問題であり、かつむづかしい問題ではないかと思ひます。従いまして、私どもの方からあまり先走りして見通しを立てることも困難でございますので、来年度の予算を固めま

すまでに、ぎり／＼のところまで、できるだけ確なものを見積りたいと思ひておりました。まだ私どもの方で幾らぐらゐといふところまで申し上げる段階に入つていないことを、御了承願ひたいと思ひます。

○深澤委員 法人税について少しお伺いしたいのであります。今度法人税は三五％から四二％に引上げられることになつたのであります。先ほどからの御説明によりますれば、法人所得が非常に増加しておるとおしやられましたが、それは朝鮮事變のために特需係等が特に増額が行われたと考えられるのであります。ところが、そういう特需係等によつて恵まれた法人の増額を全部に引きながらして、今度は三五％から四二％にまで上げては大丈夫

だろうとお考えになつておるのであります。しかし逆に朝鮮事變のために営業が非常に困難な状態になつておる中小の法人が、相当たくさんあると思

うのであります。従つて政府の方の考へ、法人所得が非常にふえたといふ、その差を食ふところの、逆に法人所得が減つてゐるものでも、四二％の税率の引上げにあつたわけであり

うのであります。政府当局が一律一

体で四二％に引上げるといふことによつて、これは全部の法人がそれに耐えるかどうか。その問題についての御見

解を承りたいと思ひます。○平田政府委員 お話の通り、法人の業績が非常によくなりましたのは、実は昨年

から本年にかけてでございます。ことに本年の下期の決算の見込み等を

立てますと、大体たとえば取引所に上場されてゐるような会社は、おしなべて相当な好成績を上げてゐる。漸次破行状態がなくなつてゐる。漸次破行も少なくなつてしまつてゐる。無配の会社も、最近の経済界の動きが、最初は特需関係の一部が非常によかつた、あるいは金へん、金へんがよかつたのが、むしろ最初によかつたものは少し落ち目になりまして、そのほかの一般の産業の方は漸次よくなり、機械工業等も、中小の工業もございまして、最近になりまして大分立ち直つてゐる。最近では大きな会社等におきましては業績もはつきりいたしておる。今までは無配であつたのが配当をするといふ状態になつておる。石炭のよう

進出して、若干下り坂にあるというようなもの、これは決してないとは申し上げませんが、概して申し上げますと、大体において状況がよいように見受けらるゝでございます。そういたしまして、前々から申し上げておりますように、法人と個人の負担の状況でございますが、中小の法人になりまして、個人の負担との比較が非常に大事でありまして、その点常に問題になつておつたのであります。最近まで法人成りが非常に多い。ことに二十五年年度のシヤウブ勧告の税制を實行いたしました超過所得税をやめましてから、中小の法人の負担が急激に減りまして、どちらかと申しますと、個人よりも法人が軽いという傾向にあつたのでございます。これはもちろんやり方次第によるのでございますが、法人になりますと、たとえば給与で報酬を相当払う。あるいはその他いろいろなり方がありまして、どうも個人の所得税が重いのに比べて、法人の方が軽いのではないかと、この傾向が確かに見受けられました。従つて法人成りが非常に多いという状況でございますが、その点から考えましても、法人につきましても、この際中小の法人の場合におきましても若干増税をはかつた方が、むしろ均衡がとれるのではないか。個人の方は下げて、法人の方につきまして若干負担がふれば、ちょうどバランスがとれる。なおあるいは法人が高い、あるいは個人が高いと、所得金額によつて若干の差はあるかと思ひますが、大体今度の方がむしろ傾向としてよくなつたのではないかと、こういうふうに見ておられます。法人につきましてもこの際一律に引上げるという方が

いいのじやないか。所得税の税率等を將來もしも大幅に下げるといふ事態でも参りますれば、私は中小の法人の税率については、それとバランスをとつて均衡をはかるということも、あるいは生ずるかもしれないと思ひますが、今のところ、まだそのような点につきましても逆でございまして、むしろ法人の税負担を幾分増加した方がバランスがとれるのじやないか、このように考えておるのであります。

○深澤委員 どうも政府の方針は、大體上の方の企業に重点が置かれて、特に重要な重要産業方面に重点が置かれて、それから物事をはじき出すという傾向が非常に強いと思ひます。私は上の方は、四二%どころでない、五〇%以上でもさしつかえないという状態にあると思ふ。ところが下のほうの、個人企業とあまりかわらないような法人は、なか／＼困難な状況にあるという意味で、この法人税も累進課税にする必要があるのではないかと、この意見を保持しているわけでは、午前中も大蔵大臣にちよつと御質問申し上げたのですが、法人税に対する累進課税の方針をおとりになるような研究あるいは御意見は、今までもあつたか、なかつたか。あるいは平田さんはどういうお考えをお持ちでおいでになるか。その点をひとつ伺ひたい。

○平田政府委員 法人税の累進課税の問題は、実は私も多年主税局におきまして、たび／＼議論いたしておりました。研究いたしておられます。また外国の税制等の点も研究いたしておられますが、会社の場合におきましては、やはり原則として比例税率が一般的のようでございます。と申しますのは、会社

が大きいからといひまして、株主が必ずしも大きいわけではない。小さい会社でも、少数の株主がおりまして、その株主としては非常に大きな所得者がある場合もございますし、大会社の株主といへども、ごく零細な株主もいるというふうなわけで、個人の所得税のような累進課税の考え方を、法人の課税に持つて行くのはどうであらうか。そういう実例は、世界の例を見ましても、ないようでございます。ただ法人と個人との負担の比較等からいひまして、先ほど申し上げましたように、小さい法人につきましても緩和税率——累進税率というよりも、むしろ中小の法人に若干税率を低くして行くという例はあるのでございます。アメリカの例がまさにそうでございます。アメリカの所得税は、御承知の通り税率が下から順次に高くなつておりますが、所得金額がたとえば一万ドル前後でございまして、個人の所得税の負担は一律五分くらいにしかなつておりません。二万ドルくらいでも二割強くらいかと思ひます。そういうふういにして法人の税率は大体四十七、今度は五十二に上げたわけでございますが、それをその辺に持つて行くのは無理だらうというので、下のほうの部分につきましては若干税率を低くする、こうやつておる例がございまして。そういう必要は、あるいは將來日本の所得税と法人の負担の關係上、出て来るかもしれないと思ひますが、今のところ、先ほど申し上げましたように、そういう必要はない。その他イギリスの法人につきましても、全部比例税率で、ドイツもやはり五〇%の一律の課税をいたしておるようでありまして、所得の額による累進の税率

は、法人の場合はほとんど例がない。超過所得税的な考え方はまた別であります。これは企業の利潤率が資本金に對しまして非常に高い場合とか、あるいは過去の利益に對しまして、一定の事態のもとに利益が非常に増額した場合、そういうものを標準にいたしまして、超過所得税を課税する例はございまして、利益の絶対額による累進税率という問題は實際問題としてございせんし、理論上も必ずしも成り立たないじやないか、かように考えておるのであります。

○深澤委員 それから今度の法人税で、徴税猶予の規定を設けられたやうであります。聞くところによると、製鉄、紡績、化纖等の大会社は、すでに三箇月の納税延期を承認されておるやうに、われ／＼は聞いておるのであります。そういう實際に基いてこの徴税猶予の方針が出て参つたのかどうか。その点をひとつ伺ひたいのであります。

○平田政府委員 この猶予を認めました理由は、先般申し上げたかと思ひますが、やはり事業年度過ぎましてから、二箇月以内に全部の金をすぐ納めるというのとは、今日の實際の企業のやりからして、どうもなか／＼うまく行かないところがある。ことに大きな法人は三月と九月に片寄りました。そのころ一時に納税資金が金融機関に殺到する。そうしますと、金融機関としてはなか／＼出しにくい。勢ひ非常な金詰まりを生じまして、ます／＼悪い影響を生ずる。こういう影響がございまして、半分につきまして三月ほど延ばす。今は法人税が三月と九月です。から、實際は納期が五月末と十一月末に片寄るわけでございますが、それをな

るべく分散する意味におきまして、このような制度を採用した方がいいのではないかと。ただあくまでも納税上の金繰りの都合を考えた猶予でございまして、四錢の利子税だけは納めさせよう、こういう考え方で立案いたしておる次第でございまして、現在東京の場合におきましては、事實上猶予を少し遅らしておるものもあるかもしれませんが、それとは關係なく、今の實際の状況からいひまして、この方がいいという考え方をいたしましたのであります。

○高橋政府委員 現在大会社等について、徴税猶予を實際にやつておるということに基いて、やつたのではないかと、いうお話であります。会社等につきましても、そういう事実上猶予をしないというふうなことは、できるだけ避けるように、特に大会社につきましても、そういうふうなことを嚴重にいたしておるのではありません。もちろん三日や五日遅れたからといつて、すぐ督促状を出すようなことはいたしておきません。これは常識論でありまして、できるだけすみやかに出すように、そして遅れた場合には必ず督促状を出しまして、四錢の延滞利子のほかに、さらに利子の四錢を徴収しておるような状況であります。

○深澤委員 それから退職手当の積立金を損金と認めて課税しないということですが、これも結局大企業には非常に有利であります。零細企業にとつてはこれは利益がないわけでありまして、この点についてはどういふ見解をお持ちでございますか。

○平田政府委員 この点も青色申告をしてゐる法人ですと、大企業、小企業を問はず、実は同様な条件で認めるつも

りでございまして、条件としましては、労働協約等によりまして、はつきり労働者との間に約束ができておるといふことと、その資金の半額程度を預金に積み立てておく、この二つの条件さえ具備しますれば、大小を問わず全部認めつもりでございまして。ただ青色申告者でない、経理がはつきりいたしませんので、青色申告をする法人に限るといふふうにいたしておるのであります。

○深澤委員 現状としては、これは大会社等ばかりで、青色申告をやつておるのですが、やつていないところもあるのですか。

○平田政府委員 大きな会社は概してやつておるところが多いと思ひます。中小の会社も個人に比べてその率が多いのであります。経理のしつかりしておるところは青色申告をして損することはないので、今後もしつかりやつていただく方がよいと思ひます。そういうふうになりますと、大小にかかわらず該当することになります。

○深澤委員 重要産業の近代化のための特定機械につきまして、その取得の年に半額を特別償却として税をかけるというところ、現行の特定機械設備の償却を認めるというこの二つの問題であります。この特定機械というものはどういふ機械なのですか。それからもう一つは、すでに設備されておる特定の機械というものはどういふものなのですか。具体的にその例がありましたらお聞かせ願ひたい。

○平田政府委員 御指摘の通り、前回の国会で御承認を得まして、一般の産業の近代化をはかるために、一定の機械や船を取得した場合に、普通の償却

の五割増の特別償却を認めるということになつております。それに関してどういふ機械が該当するかは、先般お手許に差上げました租税法規集に相当詳細に載つております。これは主として通産省なり各省の意見によりまして、業種別に相当の指定をいたしまして、それに該当するものは認めることにいたしております。それから今回新しく認めようとする重要産業の特別償却の方は、もう少しさらに大幅な効果を生ずるようという意味で、半額を最初の一年に償却できる、こういう趣旨でございまして、これは税法上の相当の恩典でございまして、やはり日本の経済全体に相当重要性を有する産業と申しますか、そういうものに限つて認めるようにしたかどうか。それによつて全体の生産を左右する、ひいては国民生活全体にも影響があるといふたような種類の産業を指定いたしまして、特別な償却方法を認めたい、このように考えております。

○深澤委員 もう一つ、これは今度の改正には出て来ないようですが、新聞等には載つております。たなのおろし資産の評価の変動準備金制というものを設けまして、その準備金に對しては、これを非課税にするというやうな問題が研究されておるやうに、伝えられておるのであります。これは通常国会か何かに御提出になる準備ができておりますか。その点をひとつ伺ひたい。

○平田政府委員 御承知の通り、前は「ずつと前と申しまして、昭和二十四年以前におきましては、たなのおろし資産や有価証券の期末の評価につきまして、時価の一割程度まで低評価をすることを認めていた」でございまして、

すが、シャープ勧告によりまして、たなのおろし資産等につきましていろいろな評価方法を新しく認めると同時に、その時価以下の評価は認めないといふふうに変更したものでございまして。ところで最近の日本の企業の実情を見ますと、非常に経済界の変動がはなはだしく、ある期は利益がありまして、翌期値が下つてすぐ損になつてしまふといふやうな事情が非常に多いといふために、やはり評価につきまして何か特例を設けた方が、より企業の実情に即応するのではないかと、こういう意見が大分ございまして、今までのやうな低評価というわけには行きませんが、一種の変動準備金みたいなものをやはり将来は一割、さしあたりはそれより少くして、順次認めて一割までのつもりでありますが、そういうやうに経理を明らかにして認めるやうな方法をやつたらどうかといふことで、これは目下具体案を検討中でございます。間に合いますれば臨時国会に提案したいと思つております。なおまだ若干問題がございまして、決定には至つておりません。

○西村(直)委員 ただいま議題となつております税法三案のうち、所得税法の臨時特例に関する法律案、財産税法の一部を改正する法律案の両案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際右両案については、質疑を打切られんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議なしと認め、右

両案については質疑を打切ることになりました。

○夏堀委員 なお法人税法の一部を改正する法律案につきましては、先ほどの内閣委員の要求もあり、公聴会を開きたいと存じておりますが、時日の関係等もありますので、右案につきまして参考人を招致して意見を聴取し、本案審査の参考といたしたいと存じます。この点御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお参考人の選定、時日等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十二分散会